

平成21年第2回与論町議会定例会会議録

目 次

第1日（6月16日）

1	開 会	5
1	日程第1 会議録署名議員の指名	5
1	日程第2 会期の決定	5
1	日程第3 諸般の報告	5
1	日程第4 一般質問	6
	喜山 康三君	6
	川村 武俊君	21
	坂元 克英君	34
	福地 元一郎君	44
	大田 英勝君	52
1	日程第5 議案第32号	56
1	日程第6 議案第33号	66
1	日程第7 議案第34号	67
1	日程第8 議案第35号	68
1	日程第9 議案第36号	69
1	日程第10 議案第37号	70
1	日程第11 同意第 1号	71
1	日程第12 同意第 2号	72

第2日（6月22日）

1	日程第1 議案第38号	79
1	日程第2 発議第 2号	80
1	日程第3 陳情の委員長報告及び討論採決	81
	陳情第3号・陳情第6号（文教経済常任委員長）	81
1	追加日程第1 発議第3号	83
1	日程第4 委員会の閉会中の継続審査、調査について	84
1	閉 会	85

平成21年6月 第2回与論町議会定例会会期日程

月	日	曜日	議会日程
6	16	火	本会議(開会)一般質問・議案審議 常任委員会
	17	水	常任委員会
	18	木	予備日
	19	金	予備日
	20	土	
	21	日	
	22	月	議会運営委員会 本会議(閉会)

平成 21 年第 2 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 21 年 6 月 16 日

平成21年第2回与論町議会定例会会議録
平成21年6月16日（火曜日）午前9時20分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第32号 平成21年度与論町一般会計補正予算（第2号）
- 第6 議案第33号 平成21年度与論町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)
- 第7 議案第34号 平成21年度与論町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第8 議案第35号 平成21年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第36号 平成21年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)
- 第10 議案第37号 土地所有権確認及び土地登記請求事件に関する訴えの提起
について
- 第11 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（永野展秀氏）
- 第12 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（田中満良氏）

2 出席議員（12人）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 川 村 武 俊 君 | 2番 林 隆 寿 君 |
| 3番 供 利 泰 伸 君 | 4番 福 地 元一郎 君 |
| 5番 喜 山 康 三 君 | 6番 本 畑 敏 雄 君 |
| 7番 坂 元 克 英 君 | 8番 喜 村 政 吉 君 |
| 9番 野 口 靖 夫 君 | 10番 麓 才 良 君 |
| 11番 大 田 英 勝 君 | 12番 町 田 末 吉 君 |

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名（13人）

- | | |
|------------------|-------------------|
| 町 長 南 政 吾 君 | 教 育 長 田 中 國 重 君 |
| 総務企画課長 元 井 勝 彦 君 | 会 計 課 長 佐 多 悅 郎 君 |

税務課長 猿渡ケイ子君 町民福祉課長 沖野一雄君
環境課長 港沢勝君 産業振興課長 鬼塚寿文君
商工観光課長 久留満博君 建設課長 高田豊繁君
教委事務局長 野田俊成君 水道課長 岩村安峰君
那間こども園長 高田りえ子君

5. 職務のため出席した事務局職員（2人）

事務局長 川畠義谷君 書記 林孝徳君

開会 午前9時20分

-----○-----

○議長（町田末吉君） ただいまから平成21年第2回与論町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（町田末吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番供利泰伸君、8番喜村政吉君を、指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（町田末吉君） 日程第2、会期決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月22日までの7日間にしたいと
思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月22日までの7日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（町田末吉君） 日程第3、次は諸般の報告であります。

報告事項につきましては、印刷して配布しておりますが、その概要につきまして
は事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり
関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○事務局長（川畠義谷君） 諸般の報告をいたします。

町長から町議会に対しまして、平成20年度与論町繰越明許費繰越計算書、平成
20年度与論町事故繰越し繰越計算書、平成20年度鹿児島県市町村土地開発公社
与論町支社決算書の提出があり、また町監査委員から平成21年4月分の例月現金
出納検査結果報告書の提出がありましたので、その写し（出納検査結果報告書につ
いては一部の写し）を配布してあります。

次に、平成21年第1回定例会において採択されました、「国民健康保険の国庫
負担率を計画的に1984年以前に戻すことを求める意見書」については、内閣総

理大臣ほか関係機関にそれぞれ提出しております。

なお、閉会中における町外での会議・活動等の状況は次のとおりであります。

また、町議会だよりにつきましては、広報委員の皆様が編集作業に従事していただき、第91号を全世帯及び関係機関等に印刷・配布しておりますが、御協力いただきました全議員の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（町田末吉君） 諸般の報告は終わりました。

-----○-----

日程第4 一般質問

○議長（町田末吉君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

5番、喜山康三君。5番。

○5番（喜山康三君） おはようございます。

〔「おはようございます」と呼ぶ者あり〕

○5番（喜山康三君） 21年第2回一般質問を行います。

1 一般廃棄物埋立て処分場建設地及びゴミ政策全般について、町長の見解を伺いたい。

（1）一般廃棄物埋立て処分場建設地が茶花水盆地下上流水源場に検討されているが、将来何らかの事故等により有機物を含んだ汚水が地下水に流出していくことは避けられないと考える。建設場所についてほかに検討されたか見解を伺いたい。

（2）漂着ゴミ等海浜清掃の在り方について、恒常的な制度を検討する考えはないか、伺いたい。

（3）農業廃ビニールの処理の在り方について、伺いたい。

2 瀬良海岸の護岸建設計画について、町長の見解を伺いたい。

（1）事業目的とその効果について伺いたい。

（2）観光産業への影響・弊害はないか、伺いたい。

3 農業への雨水利用を促進するための事業及び施策を講じる考えはないか、町長の見解を伺いたい。

（1）雨水は単に冠水としてだけではなく、土壤改良剤や農薬のような効能を持つものとしてとらえることもできるが、その貴重な雨水を貯留利用するため、雨水貯留タンクの設置を促進する方策を講じる考えはないか、伺いたい。

続いて、質問者席より質問させていただきます。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） おはようございます、よろしくお願ひいたします。

まず第1に、最初に1の（1）についてお答え申し上げます。

本町の焼却灰が3年後から島外に搬出できなくなることが想定されていることから、府内で、このことについて対応を検討・協議してまいりました。

御指摘の建設候補地の選定につきましても、地下水の保全、景観等に配慮しながら塩害の少ない場所で地域住民の同意が得られるなどの条件で検討・協議した結果、3か所の建設候補地を選定しています。その中で地下水の保全、位置的条件、景観や塩害等を多面的・総合的に判断した結果、1か所で他の関連施設も建設可能な面積を有している高校西側の候補地が最も適した候補地として選定され、環境対策協議会に候補地として諮問し、承認されております。また、同協議会の意見では、環境アセスメントを実施し、地下水保全を考慮した施設づくりが条件となっております。

今後、一般廃棄物埋立て処分場は本町にとって必要な施設なので、環境アセスメントを実施し、自然環境に及ぼす影響を考慮しながら建設を推進してまいりたいと考えております。

次に、1の（2）についてお答え申し上げます。

海浜地が観光資源となっている本町にとって、海浜地を汚すことなく観光資源として維持することは大事なことと考えております。

近年、海外からと思われる漂着ゴミが多くありますが、全町的な一般清掃や、環境課の海浜地等環境整備清掃作業員やウミガメ保護監視員による定期的な清掃により、今日の海浜地が維持されております。

今後とも、一般町民や海浜地等環境整備清掃作業員、その他関係団体の協力を得ながら、きれいな海浜地の維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、1の（3）についてお答えいたします。

平成14年度から有限会社武東碎石に設置しております廃プラスチック処理施設において、焼却処理を行っております。

年によって処理量は多少の変動はございますが、年間14トン程度焼却処理されております。処理費につきましては、これまでキロ当たり84円で、農家負担額は42円でした。

平成20年度におきましては、焼却施設の老朽化に伴い施設の補修等で約4か月間ほど、受入れのできない状況でした。

平成21年度におきましては、受入れ側の施設修理等を考慮した料金設定とし、6月から受入れを再開しております。処理費につきましては、キロ当たり126円で、農家負担額は税抜き70円となっており、週報で協力をお願いしているところであります。

次に、2の（1）についてお答え申し上げます。

瀬良海岸の事業計画について御説明いたします。

事業名は、海岸防災林造成事業であります。

事業目的として、海岸における飛砂、高潮、強風等の被害を防止するための森林造成となっています。

事業費につきましては、概算で2億2,000万円となっており、国が10分の6、県が10分の4の負担割合となっております。

事業の採択基準として、海岸防災林延長100mにつき、後方に2ha以上の農地又はこれと同等以上の重要性のある保全対象施設が存在する箇所であることと、1施工箇所の事業費が年度計画で300万円以上となっています。

事業内容としまして、護岸工延長250m、森林造成1haとなっており、平成22年度から平成25年度までの4年間の事業期間を予定しております。

なお、この事業の実施に先立ち、保安林としての指定や国有海浜地の一部払下げ及び国定公園特別地域内工作物の新築許可等の手続きが必要となっており、現在、事前協議を行っているところであります。

次に、2の（2）についてお答え申し上げます。

瀬良海岸護岸建設計画について、去る1月下旬の第2回環境対策協議会の中で、①施工事由、②事業計画、③環境・観光等に対する影響、④事業効果等について、県の担当課から御説明を受けました。

海岸の擁護及び海浜の復元等すばらしい計画だと考え、1日も早く着工していただきたいと思っております。

その中で、シーマンズ側及び船揚げ場側の両サイドの工法については、海岸線と直に仕切れると、その時々の風等の方向にもよりますが、台風等の強風時には返し波の影響で砂浜がえぐられ、また漂着物等の吹きだまり化していきますので、可能な限り海岸線に沿ってごく自然な形で収めていただくよう要望したところであります。

大久海岸・トゥーシ・パマゴー（シーマンズビーチ）から瀬良海岸へ白い海岸線が統一すれば、景観上大変すばらしいものになり、観光面からも大きなプラスになるものと期待しております。

最後に、3の（1）についてお答えいたします。

農業への雨水利用を促進する事業として、畠地帯総合整備事業等の面工事地区を対象に大規模なため池で雨水を貯留し、畠地かんがい事業を実施しているところでありますが、御質問にあります雨水貯留タンクについては、施設規模、構造、利用形態等が分かりませんので、具体的にお示ししていただければ検討し、補助事業等

の活用も考えてまいりたいと思っています。

なお、今年度の国の1次補正予算で地域の実情に応じたきめ細かな事業メニューが創設されておりますので、併せて検討してまいりたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長に質問したいんですが、その前にですね、この一般廃棄物の埋立て処分場の建設が今検討されている場所とか、それから瀬良海岸の護岸工事についてはですね、私、議員をしていながらですね、町民の方からの電話とか、その連絡でですね、こういう事業があるということを知りました。逆にですね、非常に恥ずかしい思いをしたわけであります。「議員のくせして、こういうことをあんた方はなぜ知らないんだ」と。

執行部にお願いしたいのはですね、こういう事業とかについて、いろんな質問とかをするために委員会をもたれていて検討されるわけですが、その前に議会の方にもですね、こういう事業を今度考えているんだと、そういう委員会を今設置しているんだと、審議会なりですね、そのことの内容についてですね、やはり議会の方には連絡があつて然るべきじゃないかと。あまりにも議会を軽視しているというんですか、議会はそっちのけで自分なんかで委員会を立ち上げて、そこで検討して、その後議会の方に突然出してくるという、そういう順序がですね、私の方は議会人として非常に承服し難い。できるだけこの辺についても、今後議会の方にですね、事業内容、今後の方針についてもですね、車の両輪ということをかねておっしゃるんだったらですね、この辺についても、もっとお互いのコミュニケーションというんですか、その辺についても御配慮いただきたい、よろしくお願ひします。

早速、一般質問に入りますが、この埋立て処分場について担当課の方から資料をいただいたんですが、この資料を見た限りですね、本当にこの廃棄物処分場で、将来環境に対してどういう重大な問題が発生するかということについて、どれほど審査し、真剣に討議されたかということについてですね、非常に私は疑問を感じております。議員の皆さんにも、平成20年度の第1回会議、9月26日に第1回会議が開かれている生活環境部会からの会合の資料が手元に来ていると思うんですが、それからまた、2回目の方の本年1月16日、2回もたれてますけど、このことについてですね、一番心配しているのは、この事業そのものに反対しているわけではありません。それは、もう町長はもちろん御理解いただけると思います。ただ、設置場所、建設場所がですね、将来いったん、いわゆるこれは永久処分場ですので、たとえシートを張ったときにですね、これがいわゆる破壊あるいは破断して、劣化した場合汚水の流失というのは避けられないんじゃないかと。そのときになってから、その中のゴミをまたみんな取っ払って、ほかに移転するということは、まず

不可能な話なわけですよね。そのことについて、その建設場所についてですね、3か所決定されたと、こうありますが、決定理由としてはですね、将来への問題が私は最も重要な問題ではないかと思うんですよ。それについて、どのような考えできれたか、まず町長の見解をお伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私どもが今建設しようとしている事業についてもですね、将来は子供たちのためにというのが大きな目的でありまして、その子供たちに危険を及ぼすということになれば、これはもう大きな問題であると、御指摘のとおりであります。ただですね、私どもとして、どこの場所につくっても絶対間違いがないようにというのを基本にして進めているわけでありまして、この場所だったら万が一間違えてもいいというふうな場所は想定していない。絶対間違えてはいけないというのを基本にしてやっているわけであります。そういう立場からですね、総体的に将来いろんな事業が、関連したものが集まる場所であるということで検討をお願いした結果、第1候補という形で出てきたわけでありますが、ただしですね、最終的に決定するまでには、まだたくさん大きな問題があります。一番重要な問題としては、地域住民がどう考えているかということを、これからですね、具体的な形で説明がする前にですね、その資料をつくる前に地域住民とですね、こういう考え方でいるんだけれども、どうだろうかということで地域住民とコンセンサスを得た上で、順次準備をしていきたいというふうに考えております。また、その準備を今しているところであります。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 課長に伺います。

この最終処分場をですね、建設するに当たり、いろんな法的手続きとかがあると思うんですが、これについてですね、概略説明をお願いします。

○議長（町田末吉君） 環境課長。

○環境課長（港 沢勝君） まず、この最終処分場をつくるに当たりまして、24年度というのが宮崎県で受け入れていただけるタイムリミットになっております。そういう関係から、21年度で地域計画というのを作成し、そして22年度に環境アセスメントをやり、その結果を踏まえて、23年度で設計をいたし、24年度に着工できればという段取りで今のところ進めているところであります。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 概略おおよその、本当におおよその手続きですが、細かく具体的に入り込んだ場合ですね、このいわゆる一般廃棄物処分場に対しては安定型だとかですね、いろんな法律用語で処分の形態があるようですが、ホームページを見れ

ば分かると思いますけど、安定処分だらうが、永久処分場だらうがですね、それなりに様々な問題が発生しているということは、今までの新聞とかいろんなものを見てもですね、十分与論町でも発生し得ることで、私が一番指摘したいのは、いわゆる茶花水盆の地質とか、地層とかがですね、どういう形状になっているかというですね、重要なところですよね。例えばほかの場所においては、処分場を造ったとしても、いわゆる底盤とか周辺の地層がほとんど不透水層の中で建築されておりまして、いわゆるたとえ漏水とか事故があった場合にもですね、いわゆる地下水とか周辺の漏水というのがですね、ほとんど極力抑えられるような場所に建設されているのが本土の場合は多いと聞いております。しかし、本町の場合は、御承知のとおりですね、底盤には、いわゆるピヤードル、不透水層ですね、茶花水盆の場合は非常に海面より下にあるということで、その海面より上面にある石灰質層が、いわゆる茶花水盆を形成していて、そこに地下水が貯留され、それがいわゆるウンヌチュル島やイニクサヤアシガと唄われているようにですね、非常に小さな島であるが、地下水が豊富であるという、いわゆる自然の地形的な恵みを受けているということは、水道課長さんなりですね、水に携わっている方々は、もう分かることと思います。

したがって、このいわゆる水おけのダムの上にですね、こういうまかり間違えれば汚水が流れ込むという恐れのある、そういうものを造るということそのものが非常に問題だと。まずそのことをですね、指摘しておきまして、先日、沖永良部の群島議員大会ですね、時間的余裕もありましたので、クリーンセンターを和泊の議員に案内してもらって2時間ほどですね、調査してきて、それからまた1時間ほど、到着した日も時間がありましたので、知名のいわゆる保健福祉の方が担当でですね、そこの2か所、これについて調査してきたんですが。沖永良部ですね、どういう状況にあるか、課長、把握しておりますか、いかがですか。

○議長（町田末吉君） 環境課長。

○環境課長（港 沢勝君） この議会が終わりましてから視察する予定にしておりましたが、まだ私の方は、はつきりは把握しておりません。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） もう全部順序が逆なんですよ。物事は下調べとかですね、そういう基本的な調査をして、その情報に基づいて、町民や委員の方にその情報を差し上げて、その後、与論町はどういう形にするかということを本来提案すべきものですね、新しく課が新設されたばかりで、そういう時間的理由がないのは分かりますがですね、いったんこの辺についてはですね、再度事例とかですね、調査されて、改めて仕切り直しをする感じで建設場所についてもですね、再度御検討される

よう町長に要望しておきますけれど、町長いかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまですね、私どもがどういう形の最終処分場をつくるかということについては、いろんな方法があるわけで、例えば沖永良部の場合は管理型処分場ということで、何十年か雨水もそのまま受けとてという考え方ですが、私どもとしては、これは地域住民にいろいろと説明をして相談をした上で決めなきやならんことだと思うんですけれども。今のところ考えているのが、管理型処分場じゃなくてですね、密閉型の屋根を造って、後はそこをグラウンドにするというふうな形の跡地利用ができるような考え方を今やっているわけであります。したがいまして、ある程度の水の散布はありますけれども、それを処分するのはごくわずかで、外には流さないような方法でやるという考え方を、これが一番与論には適しているんじゃないかなと。そして面積的には、確か10年だったと思いますけれど、10年ぐらいの間は溜めていけるような感じで造りたいというふうに考えております。そのうちにですね、10年以内にまた溶融炉という形で、それをまた完全な無害化にして水道等の砂を使った埋立てのときに砂の代わりに使えるような、そういうものになるまで、どうしても完結型のもので与論はやっていかなければならないんじゃないかなと。いつまでも島外に持ち出すことはもうできないという状況にありますので、そこまで考えた方法を今のところ考えているわけでありますが、おっしゃるところですね、いつ何が起こるかということについては常に想定しないといけないわけでありますけれども、しかし、事業を推進する上では、どんな場所でも間違いが起こらないようにといういろんな角度から検討して、それをまた町民に伝えてですね、今度場所を決定していきたいというふうに思っております。ある程度いろんな調査上でですね、いろんな条件を考えてやるには、またある程度想定したところでないと、その調査の内容も無限大で広がっては調査もなかなかできませんので、そういう点もありますので、それも交えてですね、ある程度範囲を狭めた形で、選択した形で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長がおっしゃるのはごもっともで分かりますが、物事にはですね、絶対という言葉とか永久にという言葉はありません。実を言うと、沖永良部の方でも沖永良部クリーンセンターがありますように、それと、この中に沖永良部最終処分場ですね、今現在使ってますけれど。それと、その中にもまたいわゆる粗大ゴミ処理施設等がありますが、この処分場はですね、耐用年数が15年としかなっていませんですよ、御存知ですよね。もちろん施設を造ってシートを張っても、法的耐用年数は15年なわけですよ。じゃあそれ以降はどうするんですかというこ

とが出てくるわけですよ。それで今の処分場の隣にも安定処分場というのを造ってありますけれど、それが満杯になつたために今回そういう施設を沖永良部もつくっていますが、安定処分場という名前も、全く放置したままの状態なわけですよ、そのままほつたらかし。もちろんそれもシートを張つてやつていますけれど、結局それが満杯になつてきたからやつてあるわけです、例えば今みたいに与論高校の横の方にこれができた場合ですね、この施設ができた場合、どういう形であれ、将来こここのゴミを取り除いて新たに造るとか、ここに手を入れることは、まず私は経済的に不可能だと思います。今、町長が焼却灰のことについてスラブの件でありましたが、先般も新聞に載つていましたけれど、それについてもまだ実験段階であつて、全く採算が合うような状況じやないとの話で、実態はそういうことでございました。

いずれにしてもですね、ゴミを減らして、ゴミの減量化をさらに進めることができます重要な政策じやないかと思います。その中で、その埋立て処分場をですね、是非将来問題が出ないよう。問題が出てもですね、与論町の茶花の水盆に悪影響が出ないような場所にですね、検討されるようですね、それを是非要望しておきます。

ちなみに、その処分場のですね、中にたまつた水をポンプで吸い上げて、それをまた排水処理してあるんですね。排水処理したその水を、またわざわざ海までパイプを布設して投棄してあるんですね。例えば今処分場ができた場合ですね、そこにまたゴミの中には必ず水分というのはあるわけで、中にいわゆる汚水が出ることはもう避けられないですから、この汚水の処理施設を造つて、その処理水をさらに海まで廃棄するパイプをですね、沖永良部は造つてある状況なんです。そのことを踏まえてですね、是非今後の財政負担等も考えて、ゴミ処理についての在り方については、徹底した議論をですね、通してやつていただきたいと。

時間があまりないので、次に移りたいと思います。

漂着ゴミがテレビなんかで今問題になっておりますが、与論町は、お陰様で極端な汚れがあまりありませんが、やはりその汚れたゴミについてのですね、清掃については、いわゆる海浜の背後地にある集落とか、小字の方々に週に1回なり、月に1回なり、2、3回なりですね、少しずつ細めにゴミを拾つて観光に貢献し、住みよい環境づくりにするようなですね、そういう組織づくりというのは検討できないかなと思ってですね、それをお願いしてなんですが、いかがでしよう。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） この漂着ゴミについてはですね、国も非常に問題にしているわけであります。いろんな形で国の方も各、特に離島でこの漂着ゴミが多いわけありますけれども、海浜地の保護のために何といいますか、補助制度をつくりたいと

ということで今検討に入っている最中ですね、それができましたら、いろんな組織も私どもとしては考えていく必要があるんじやないかということで、部内で今検討しているところです。それと併せて考えていきたいというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 漁協でも海浜の清掃に取り組んでいるようですが、是非私たちの海岸は、自分たちできれいにするんだという意識向上を、併せてですね、是非何らかの対策をしていただくよう要望しておきます。

続いて、農業廃ビニールについてですが、ようやく業者の方でこれの受入れができたということで、うれしい反面、非常にまた別の問題が出ておりまして、実を言うと先般、朝戸の方から非常に煙が入ってきて大変だと、非常にその事業所からですね、ばい煙が飛んでくると。ちゃんと処理しているのかなということで苦情の電話がありまして、担当課の方にも通知してあるんですが、この辺についての処理の在り方ですね、それについては、どのような指導をされているのか伺いたいと思います。

○議長（町田末吉君） 環境課長。

○環境課長（港 沢勝君） 私どもの方は、一般廃棄物を扱っておりますが、産業廃棄物につきましては、先だって11日に徳之島保健所の方の環境ジーメンの方がいらっしゃいました、議員さんからおっしゃられましたので、私どもの方でその徳之島保健所の方にはつないであります。その後11日に環境ジーメンの方がお見えになられまして、その民間施設の方を御指導なさるということでしたが、その後、まだその方からどういった指導をなさったのか聞いておりません。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） これはですね、今回だけでもなく以前にもですね、同じような事故を起こしているんですよ。それで、これは産業廃棄物で与論町の管轄じゃないということですね、済ます問題かどうか。町当局としてですね、この辺はもう少し厳格な指導をしてもらいたい。そして、この施設がどういう施設をですね、使われているのかということとかですね、産業廃棄物でいわゆる処理した後に灰が残るわけですよね。この灰とかがどういう形で処分されているのか。その辺の一連についての調査をして議会に報告できますか、いかがでしょうか、担当課長。

○議長（町田末吉君） 環境課長。

○環境課長（港 沢勝君） 私どもの方では調査することは難しいと思いますが、県の方に申し上げて、県から資料をいただけるかどうかについては聞いてみないと分かりません、ということです。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） できるか分かりませんでですね、濁していただきたくない。私たちの島は、私たちでちゃんと守るんだと。あくまでも地元が中心ですからね、その辺は調べて、きっちと報告するよう要望しておきます。

次に、2の瀬良海岸の護岸建設について伺いたいと思いますが、町長、今ごろになって、海浜にこういう護岸をつくることはいかがなものかということですね、この護岸は、いわゆる地域から陳情書が上がっているということで聞いておりますが、その塩害とか、そういうものに対してどれだけの効果があるのか。それを客観的に説明できるのか、それについてはいかがですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今までですね、私どもの島は台風常襲地であります、いろいろとそういう海浜の問題が出てきているわけですが、その守る護岸の方法については、いろいろと議論されてきたわけであります。今問題になっているですね、あの場所はですね、御承知の、御覽になれば分かりますけれども、もう道の下まで侵食されているわけですよ。とにかく道路もなくなる、やがては、その対岸にある家までなくなるという状況の中でですね、これはもう景観も必要でありますけれども、その前に、生活するという基本的なことをどう守るかというのが第一義と考えて、私どもとしてはどうしてもやっていただきたいということであります。そして、私どもとしては、この文書の中には書いてございませんけれども、地域の方にもちゃんと説明をして、皆さんができる形でやれば、観光関係にも集まってもらってですね、地域住民も集まってもらって、観光にも支障なく、逆に観光にも役立つよう砂の集まる工法はないかということで、いろんな角度から検討した結果、これでいこうということで決めた事業であります。自然のことを考えると、できるだけ手をつけないというのが一番基本的な考え方かもしれませんけれども、やっぱりどうしても手をつけなければならない面もあるわけであります、そのときにですね、自然をできるだけ復元できるような、前のあの町有地が、もう海の中に入っているわけですね。それが全部侵食されて、もう全然砂浜どころか、海の外だった陸が、もう海になっちゃっているという状況であります、ますますあの場所は浸食されて、毎年浸食されている形になってきていますので、どうしても守らなければならないということで。ただし、観光的な配慮は十分にしてですね、観光地でありますので、それはもういろんな意見をいただいて、進めているところであります。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） あのですね、海浜が浸食されたり、防潮林が浸食されたり、塩害が出たりすることに対して、それをいいと言っているわけではありません。それは当然でございます。こういう災害に対して、どう対応することできちんと島の財

産を守り、景観を守るかということについては、これはもちろん当然のことで、そのことについて異議を申し上げているわけではありません。ならばですね、こういう今の海浜破壊とか、それがどういう原因で起こってきたのか。前から述べているように、周辺にある船揚げ場、いわゆる海浜に構築物ができた場合、それに伴ういわゆる与論の方言でいうシュガーンとかですね、そういう搅乱現象が起きて、その搅乱波が周辺を浸食するということが、前のときにも町長に何回も述べてあります。麦屋漁港を建設するに当たって、周辺のそういう船揚げ場とか斜路は、もう百合ヶ浜とか瀬良とかその辺は全面撤去するとの、そういう話も伺っております。また、町長もそういうことを考えているということで、シーマンズビーチの横のいわゆる斜路の方も撤去されて、内陸側の方は公園化されております。そういうことから考えてもですね、必ずしも今の護岸ができることがありますね、塩害やいわゆる防潮林帶の破壊にはつながらない、むしろ保護するんだという論理でいらっしゃるわけですが、私にすれば、逆に海浜にそういういわゆるコンクリートの擁壁を造ることがですね、さらに周辺の侵食を招くんじゃないかと。そのことについてですね、皆さんは検討した結果とおっしゃいますが、検討されてても何にも科学的根拠はないわけですね。だから、私が言っているのは客観的根拠ですよ。これを造れば塩害はなくて、養浜できて、すべて100パーセントすばらしいという前提で町長は述べられているわけですが、なぜそういうことをおっしゃるのか、客観的根拠は何ですかと、それをお示しいただきたい。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） もう一言です、それは生活のためです。客観的根拠というのはですね、それを守るためにやっているわけでありまして、何も2億余りの金をですね、投じてやる必要はないわけでありまして、ただ、それとですね、私ども与論町がですね、特に台風時なんかに波の影響を受けているのは、これはもう全世界的な問題で水位が上がったからであります。島は隆起していないのですから、水位が上がってくれば、自然的にそれは守らなければ、どうしてもやっていかないと。これはもうですから、ただ気をつけなければならぬのは、おっしゃるとおり、自然に近い方法でやるということを考えないといかんと思っております。ですから、コンクリート詰めでやるんじゃなくて、今までのよう波返しをやるんじゃなくて、前の自然的な形ですね、砂がたまるような方向でということで、それを大前提にして県にお願いをして、いろんな方法を提示した結果、皆さんのが地域の方々が選んで、これでいいということで決めたわけですので、手をつけるということになれば、これは何かしらいろんな、やってみないとわからんことですので、おっしゃるとおり、あるかもしれないけれど、今までの経験上ではあり得ないことを大前提に

してやっているわけです。その点はまた御理解いただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） こういう事業をですね、これができたら、すべてがいいというような期待を込めた形で事業を進めるのではなくて、これができたら、どういう弊害が起きるだろうかということについての科学的な調査、その面についての支えもないのにこれを造ればいいというのは、私に言わせれば非常に問題のある事業の進め方ということでですね、町長にこれ以上申し上げても、なかなか御理解いただけないようですので、また改めて取り上げることにしたいと思います。

それでですね、その2番目の観光産業への影響、弊害はないかということですが、世界自然遺産についてですね、町長も公民館で講演を聴かれたわけですが、世界自然遺産にして、きちんと与論の観光資源を保全し、島の観光を一つの産業として育てたいと。そのことについてですね、どのようにすれば世界自然遺産の登録を受けられるかということについて説明を受けたわけですが、そのことについて簡単にお願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 奄美を挙げて、今世界遺産となる大前提として、これまで国定公園だった奄美を、国立公園に変えるのだと。そうしなければ次に進めないという状況にあることが、今いわれているわけであります。ただですね、国立公園について、どのようにして国立公園にするかという検討を進めている中で、ですね、一つ大きな方向変換といいますか、問題が出てきているわけであります。といいますのは、私ども与論町と沖永良部の場合は、その国立公園あるいは世界遺産として適切であるかどうかという問題があつてですね、今はちょっとまだ表面化していないですけれど、その検討をする必要があると。逆に言えば、外される可能性があるということなんですね。といいますのは、与論の場合は指定の対象が海中ということになるわけであります、その点が私どもの大きな財産でもあります、世界遺産としての認定以前の問題としてですね、どうしても守っていかなければならぬと。その対策はもう十分にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 世界自然遺産にですね、なぜするのか。与論町が観光の島として未長く発展するためには、もちろん一次産業の漁業・農業と共にですね、観光産業をきちんとした形で育てなくてはいけないということでは、私は与論町民の間でコンセンサスは得られていると思います。その観光の基本である、いわゆる自然環境、特に海浜やイノウ、ピシバナなど、この辺についてのですね、保全・保護についてはですね、より一層の配慮が必要ではないか。世界遺産にとの声においてもで

すね、今いわゆる海中公園で指定されている区域ですね、開発がこれ以上、開発というのは人の手が入るということですよね。一定の範囲は認められるかもしれません、可能な限りその開発を止めること。その開発ができないように担保できないと、これは駄目ですよということをおっしゃられたわけですよね。例えば皆田の方にいわゆる保全港を造って、途中でほったらかされたり、そしてクジリの船揚げ場港をつくってから使用できないということではほったらかされたり、こういうことがありますね、島の周りにいろんな形で出てきて、与論の海浜とか景観が破壊されてきているのが現状なわけですよ。むしろ、それを元に返して昔のきれいな島に返すように努力するような事業を導入するべきであって、私はそういう観点からもですね、この瀬良の護岸については、非常に今後大きな問題があるんじゃないかなと思います。そのことを町長に申し上げたいと思うんですが、町長、自然保護とかその辺についてですね、私はその地域住民の生活をないがしろにしたりとかですね、その侵食を黙認するとかという意味ではありませんですよ。もう少し知恵を出して、本当に恒久的な事業がないのか。その方法についてもっと研究したり、勉強したりしながら、事業導入についてはですね、是非御検討いただければと。この事業の場合は、御承知のとおり与論町の負担がほとんどないものだからですね、財政的には非常に楽な事業なわけですよ。それだけではなくてですね、将来に何を残すかを考えた場合、この事業についてはですね、今一度再検討あるいは別の工事の方法とかをですね、検討いただけないか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） まず、護岸の方は今まで申し上げたとおりやっているわけがありますが、その船揚げ場の問題についてはですね、おっしゃるとおり観光地として非常に浜がなくなってきたている、砂がなくなってきたていると。言い換えれば侵食を促すような形も、確かにそういう点もございます。ただ、その生活権といいますか、その地域の方がずっと話し合いながらですね、浜によっては、そのままそれを取り除くと、また補助金の返納とかいろんな問題が出てきますので、船揚げ場というのは、できるだけ低いところからやっていますので、そのまま手を加えないと砂浜になっていくという形がありましてですね、今後手を加えないで、そのままにして砂浜に復元するということを、地域の方とは前から、もう7、8年前からいろいろ話をして、お叱りを受けながらも何箇所かはですね、やってきています。その点は、今後も進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 先般、町長からもですね、カルピス食品で本町の百合ヶ浜が取り上げられて、宣伝に使われるということですね、お聞きしたんですが、非常に

うれしいことで、なおさらですね、私たちのこの島の海浜やその周辺をですね、もっと大切にし、そしてそういう災害とか地域の経済活動とですね、いわゆる共生できるような事業をですね、是非いろんな方面から多岐にわたってですね、検討していただくことをですね、強く要望して、次の3番に移りたいと思います。

農業の雨水、いわゆる天水の利用については、私が議員になる前から、この天水の非常にすばらしいことについては、いろいろ趣味半分で勉強していたというか、取り組んでいたところがありまして、個人的な問題を取り上げても何ですが、高田課長が耕地課にいらしたときもですね、いろいろ与論の地質とか地層の地下地形図とかいただいて、与論の地下構造がどうなっているかとか。いわゆる古里一帯の古里水盆と茶花水盆の存在とかですね、この辺の水の流れについてとか、地層についてもですね、勉強してきたわけですが、その中で一番感じたのは、天水というものは単なる水じゃないんだと。マンゴーなんか見ても、天水をかけて育てたマンゴーは色つやも違うと、とにかく品質が違うと。それはインゲンにしても、ソリダコにしても、農家がすべてがそうおっしゃるわけですよ。いくらタンクをつくるといつても1,000トン、2,000トンの雨水タンクを個人がつくれるわけじゃありませんが、ビニールハウスをつくっている方々とかですね、あるいは一定の今の畠かんのいわゆる事業対象外の区域になっている方とか、そういう経営努力されている方々に対して、もっとすばらしい商品を与論から出すためにですね、いわゆる底上げするための意味で、天水の処理を検討していただきたいと思います。しかも、その天水でもいわゆる露天掘りのシート張りではなくて、地下貯留のタンクを是非お願いできないかと。地下貯留タンクというのは、普通地上にあるのは温度が上がりたり太陽光線が入ったりするものだから、藻の発生や雑菌の発生が多く、ある意味では、ほ場に対していろんな雑菌が入る恐れがあります、まだまだそういう意味では良くありませんが、それを天水として、天水をきちんと地下に貯留した場合は一定の温度が上がらないということとか、雑菌発生がないとか、藻の発生がないとかですね、非常にちょっとした量をですね、うまく使うことによって、非常に土壤のpHを下げる事もできるとかですね、そういうことを農家の方々から伺って、是非これを今回の奄振の事業なんかと抱き合わせてですね、モデル事業でもいいですから、是非取り上げていただけないかと。

答弁内容を見ると、非常に町長が前向きな答弁をいただいておりましてですね、非常にありがとうございますが、町長、この辺についていかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 天水の力といいますか、これはもうおっしゃるとおり、一番如実に表れるのがメロンですね。これに天水をずっとやれば、与論でもメロンが作れ

ると。しかし、その水の管理ができないと、与論のメロンはおそらく無理だらうと、生産性が合わないといわれるぐらい、水の重要性というのはもう重々分かっているわけであります。問題はですね、その方法を、極端に言えば費用対効果になるわけでありますけれども、私ども与論町としては、天水をためた方式でいこうと。前に地下水を取って地下ダムの調査もして、その結果、費用対効果とかいろんな問題で取りやめになったといいきさつがあるわけでありますけれども、やっぱり私は今ため池をつくって、それで島の水を守っていこうという考え方は非常に確かじやないかと、正解じやないかと思っております。その上でですね、今私どもの農地整備の方は64パーセントを超えて、約70パーセント、達成率がですね、これは郡一の達成率になっているわけであります。しかしながら、水の方がですね、もう畑かんの方が全然進んでいないということで、20年度から追い追い上げて、21年、22年では70パーセント近くまで持っていこうという計画で今やっているわけでありますが。また、そのため池すらできていない中で、タンクについてはですね、必要性は非常に認めるわけでありますが、私どもだけでできるわけじやなくて、県をできるだけ説得はしていきたいと思いますけれども、現実的に費用対効果からいったときに、いわゆる御承知のように防火用水ですね、あれを造ったときの費用を考えると非常に難しいところがあるんじやないかと、費用対効果面でですね。ですけれど、できるだけですね、その点はまた頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 時間もないですが、費用対効果ということは、結局建設コストが高いということだと思うんですよ。これには様々な工夫ができるんじやないかと。例えば、これを年間10戸ずつ造っていくんだと。それに対する型枠をいわゆる町で造って、それをユーザーにレンタルすると。そういう建設におけるコストをですね、どういう形で省コストを図れるかということについてはですね、研究しながらですね、もしできるならば、この辺も考慮に入れてですね、総体的な形で事業を企画していただければと、これを要望しておきます。

それから、ちなみに、昭和30年度ぐらいにつくった地下タンクがですね、現在も使われているところがありまして、事情を伺ってみたら、費用対効果とかを考えた場合、非常に長期にわたって、もう約50年余りですよね、使われている施設であると。その考え方からもですね、ある意味では、長期的に考えれば、費用対効果も大きいんじやないかと。そして、与論の島がある限り、農業というのはなくならぬわけでですので、島と一緒にそういう設備をしていくんだという考え方に基づけばですね、決して高いものじやないと、私はそう考えます。

例えばマンゴーでも、マンゴーを例に出しますけれど、地下水で作ったほ場と、雨水で作ったところと、畑かんで作ったほ場が3種類ありますと、地下水をポンプで上げたのはですね、やはり出来が悪いということです。そして次は、畑かんでやったのがいいということで、最終的には天水に勝るものはない。宮崎や鹿児島なんかにですね、品質的に劣る原因是、やっぱり水じゃないかと思うので、その辺の水の抜本的な改善等を願いながら、農家が末長い発展を遂げるためにも、こういう投資は決して高いものでもないと私は考えますので、ひとつ是非検討されるよう要望しておきます。

以上で私の質問を終わりますが、再度町長に申し上げますが、その一般廃棄物の件と瀬良のですね、護岸についてですね、もっといろんな知恵をいただいて、前向きな形ですね、できる方策をですね、是非検討していただくよう要望して、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（町田末吉君） これで、5番、喜山康三君の一般質問は終わりました。御苦労さんでした。

ここで、10分間休憩したいと思います。

-----○-----

休憩 午前10時17分

再開 午前10時30分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問であります。

次は、1番、川村武俊君に発言を許します。1番。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○1番（川村武俊君） 日本共産党の川村です。

まず始めに、オバマ大統領がプラハで行った演説で、米国は核兵器のない平和で安全な世界を追求していくことを明確に宣言すると述べ、核兵器最大の保有国であるアメリカが、核兵器のない世界、核兵器廃絶を国家目標とすることを初めて明示したことは、全世界に希望を与えるものです。これに逆行して、北朝鮮は5月25日に2回目の核実験を行いました。このような北朝鮮の行為に対し、国連安保理決議案が採択されたことは、国際社会が一致して、北朝鮮に対し強いメッセージを送るもので、国連憲章41条の非軍事的対応を行うことが確認されました。道理ある冷静な内容であります。北朝鮮の行為は、核兵器廃絶、平和を希求する人類に対する

る挑戦であり、世界で唯一の被爆国である日本の一議員として、この北朝鮮の行為に対し、断固として抗議するものであります。

それでは、2009年第2回定例会において、先般の通告に基づき質問します。

1つ目は、鹿児島弁護士会が、奄美の中学校で行われている男子生徒への丸刈り強制は人権侵害に当たるとして、3月6日、11市町村と県教育委員会に勧告書を出しました。勧告書は、丸刈り強制は人身の自由や表現の自由などを定めた憲法第13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」、第21条「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」、第31条「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」のほか、自己決定権につながる子ども固有の権利としての意見表明権を保障する子どもの権利条約に反しており、また個人の尊厳を重んじる教育基本法にも違反しており、教育指導の裁量権を逸脱していると指摘しております。本町中学校においても、男子生徒の丸刈りが義務づけられています。これらの点から、丸刈りについての見解を伺います。

2つ目に、厳しい経済状況が続く中で、教育費が家計を圧迫しております。誰もが平等に学ぶ権利を保障するためにも、町育英奨学金の拡充を図る必要があると考えますが、見解を伺います。

3つ目に、那間こども園を那間小学校の敷地内にという地域住民の声があります。那間小学校は耐震性等の安全性の面から建て替えが予定されています。そのときに移設するお考えはないか伺います。

また、こども園における園児の衣服については、4歳児以下は私服いわゆる自由とするとの取決めですが、現状はどのようにになっているのか伺います。

4つ目に、キジ等の外来種による農作物や環境に与える影響が懸念されます。今後どのような対策をお考えになっているのか伺います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの質問1の（1）、それから2の（1）、3の（1）、この3質問につきましては、教育長からお答え申し上げます。したがいまして、私は3の（2）からお答え申し上げます。

平成20年度よりゼロ歳から就学前までの一貫教育ができるこども園がスタートし、保護者や地域の皆様の御協力をいただき、今日を迎えております。本こども園では、島の宝である子どもたちと共に、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づいて、保育に専念しているところでございます。生活習慣のうち、食事、排せつ、

睡眠、着脱衣と呼ばれるいわゆる基本的生活習慣は、まず何よりも幼児が育っていく上での基本であり、それには日々の積み重ねが大切だといわれております。

現在、那間こども園においては、小学校生活へのスムーズな移行を念頭におきながら、衣服の着脱衣（身の回りの出来事と時間を関連づけることで記憶力と理解力が増し、その時間配分の見通しができる。）にも時間をかけ、長期的に無理なく取り組めたらと考え、保育を行っております。

御指摘の件については、昨年度から入園式や保護者説明会等で保護者と話し合いの場を持ち、5歳児はかつての園児服を、3～4歳児は兄弟・姉妹のお下がり又は譲り受けたものを活用して、園児服の着用をお願いしているところでございますが、これは強制的に行っているわけではありません。私服の着用も自由であります。今後とも、現場はもとより保護者の御意見に十分配慮しながら、子どもにとってよりよい方向へ教育成果が上がるよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、4の（1）についてお答え申し上げます。

本町に生息する外来種としては、キジ・カラス・イタチが考えられますが、キジにつきましては、与論町獣友会と有害鳥獣捕獲業務委託契約を締結し、農作物の作付前に駆除をしてまいります。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） それでは、1についてお答えいたします。

平成20年6月12日の県議会6月定例会において、県教育委員会の原田耕藏教育長が、「生徒の実態や保護者の考え方、地域の実情などを踏まえ、校長判断で頭髪などを校則で規制することは、一概に人権侵害とはいえない。」と答弁しているが、与論中学校においても、同様の状況であると認識しております。

与論中学校では、昨年度、生徒会とPTAの両方でアンケートを実施し、生徒や保護者、地域の方々の意見が集約されました。その結果、生徒の意見としては、7割ぐらいの生徒が丸刈りを見直してほしいとの意見が多いようです。保護者は、生徒の意見とは逆で、7割が現状のままでいいという考え方であります。地域は、全体のアンケートは行っておりませんが、公民館長の代表等の意見では、9割が現状のままがよいとしております。職員からは、生徒や保護者、地域の方々の実態を把握しながら進めていきたいとしながらも、男子生徒の頭髪というよりは、女子生徒の頭髪や学校全体の決まりについて、総合的に見直すべきだという意見も出ております。

以上のようなことから、現状は、これまでどおり男子の頭髪は丸刈りとしているところであり、このように多様な観点から検討した結果の校則については、人権侵害には当たらないと考えております。

町教育委員会としても、与論中学校に対しては、今後も常に生徒や保護者、地域の意見を参考にしながら、見直しについては検討を進めるよう指導をしており、中学校でも、そうする予定であると聞いております。

次に、2についてお答えいたします。

町育英奨学資金は、学業及び人物が優秀であるにもかかわらず、経済的理由によって就学が困難である者で、町教育委員会が必要と認める者に貸与することができます。ここ3年間の新規の貸与状況は、19年度が申込み7件に対し7件貸与、貸与金額234万円。20年度は申込み6件に対し6件貸与、貸与金額216万円。本年度が申込み12件に対し11件貸与、貸与金額342万円となっております。希望者のほとんどの人が貸与を受けています。本年度においても、新規と継続分を合わせて828万円を予算計上しているところです。以上のことから、予算の制約により貸与該当者が制限されているという状況にはありませんので、現行予算で対応できるものと考えています。

ちなみに、日本学生支援機構が実施している奨学金制度もあることは、御案内とのおりであります。これは無利子の第1種では、国公立で月額5万1,000円、私立で月額6万4,000円、利息付きの第2種では、国公立・私立とも最高月額12万円まで借りることができます。このように、経済的理由により修学が困難である優れた学生等に対して貸与される奨学金制度は、かなり充実しているものと認識しております。

次に、3についてお答えいたします。

那間こども園の設置場所につきましては、開設に至るまでの説明会や意見交換等の中で、小学校敷地内あるいは隣接地に設置できないかとの御意見がありました。しかしながら、旧那間小附属幼稚園の園舎の改修や給食室等の新たな施設整備等に要する財源的負担などについて、論議と検討を重ねた結果、既在の那間保育所を活用した保育所型の認定こども園の開設となった経緯があります。この那間こども園を、将来の那間小学校校舎建て替えに併せて移設ができないかとの御意見ですが、現在のところ、この校舎の建て替えの時期は、平成30年前後になろうかと考えております。したがいまして、こども園の対象園児数の今後の推移はもとより、小学生等の学童を含めた少子化の進行状況や町の財政状況あるいは国の施策の進め方等々について、多面的・総合的に勘案した上で、移設等の選択肢を含めて、然るべき時期に妥当な判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 最初にですね、「丸刈り大好き、強制はいや」という、この新聞の中の読者投稿の記事を、まず最初に紹介したいと思います。

私の息子は丸刈りが大好きです。私は、息子が大好きだから丸刈りに十分満足しています。けれど私は息子に丸刈りを強制されることもいやだし、他人様の子どもに丸刈りを強制するのもいやです。それはなぜか、先日、県弁護士会が丸刈り強制の校則は人権侵害に当たるという勧告書を出しました。その記者会見で、「奄美には丸刈りを容認する風潮があるかもしれない。しかし、人権侵害かどうかは多数決で決まるものではない。」という発言がありました。「人権侵害というのは、もともと個人には権利があるのに、権利を侵害して相手を傷つけているということです。丸刈りの校則の見直しを求めている私たちは、丸刈り廃止を訴えているのではなく、丸刈り強制廃止、これを訴えているのです。私たちの声と法の専門家の声に是非耳を傾けてください。丸刈りをしてもよいし、しなくてもよいという校則になることを望みます。」と、このように投稿されているわけですが、やはり与論中学校のですね、御父兄さんの方からも同じような声をいただいております。それで一般質問にちょっと出させてもらったんですが、丸刈りの善し悪しをここで申し上げているわけではなくて、その強制自体が問題であるというこの人権上の件と併せてですね、町長の御意見を伺います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 人権問題については、私としては、なかなか申し上げにくいところがあるわけでありますけれども、また特に、それが学校教育ということになりますとですね、弁護士会では人権侵害という判断があったかもしれないけれども、親の管理する立場といいますか、親の立場からいったときには、親の意見もまた無視することはできないんじゃないかというふうに、私が親としてやった場合ですね、そういう考え方もありますと、子どものことを考えますと、素直に育ってもらいたいというのが一番の親の願いであって、その姿でですね、判断するというのもおかしい点もあるかと思いますけれども、どうしても親としては、規律のあるといいますか、昔風かもしれませんけれども、親の立場からしますと、今中学校でやっていることは正しいんじゃないかと、正しいといいますか、やむを得んじやないかという思いをしております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） この丸刈り校則というのは、1980年まで全国の3分の1に当たる中学校にあったそうなんです。そういう中で人権意識が高まる中ですね、2008年度、昨年になりますと、50校に減っているということなんです。この50校の中にですね、奄美の中学校が何校入っているかというと、37校です。鹿児島県では、この奄美の37校と熊毛地区の2校を合わせて39校が入っているということで、奄美と熊毛を合わせてですね、こういう全国的にも旧態依然じ

やないかということがいわれているのは、こういうことだと思います。やはりこういった全国でですね、この3分の1もあったこの丸刈りがですね、なぜここまで50校まで減ってきたかというと、やはり人権問題というそういった流れがやはり出てきたからではないかというふうに私は考えているのですが、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） はい、ごもっともございまして、私個人としてもですね、これはやっぱり特に転校生、前の以前の学校でもそうでしたが、髪を伸ばしている子どもが転校してきたときに、「ここの校則はこうなっているから、切ってこい」というふうなことは決していいませんでした。また職員にもそのように、「一応この学校ではこのようになっているけれども、ゆっくり判断して結構です」ということで自由にさせている中で、じゃあ皆がしているならばということで自然に刈ったんですが、そういうふうに強制じゃなくて、自ずから自分の意思でそうしているというふうなことが正しいと思いますし、与論中学校についても、強制じゃなくて、そのような含みのある弾力性のある対応をするようにということでの指導をしておりますので、私たちが皆、一般の方々が考える方向というのは、一応その人権侵害ということには至らないのじゃないかというふうに考えています。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） じゃあ別の視点からですね、まず与論の場合は、中・高一貫校として考えてみても、どうしても中学校のこの丸刈り校則は私はそぐわないと、このように思っておりますが、やはりですね、中・高一貫校を唱えているわけでありますから、やはりこれは見直す必要があるのではないかと、いつまでも旧態依然ではなくてですね、見直しをやってはどうかと思っております。その点についていかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 確かに本町におきましては、幼・小・中・高一貫教育ということを以前からスローガンにし、推進しているわけであります。その中で突如、中学校になったら丸刈りということに対する不自然さはね、やっぱり確かに誰しも感じます。その点、甲子園に行く野球選手の皆さんが、丸刈りということに一つのプライドを持ってやっているという中で、中学生としてのまた自覚を自ずから持つということの一環として、途中は刈っているということで受けとめておりまして、そのことが必ずしも中・高一貫に弊害を与えるものではないというふうに考えております。結局、保護者や地域の皆さんが、そういうふうな意向であればですね、それはそれで、やっぱり自然の中で髪型自由ということは当然時代の流れとしてやぶさかではないというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 是非ですね、また地域、そして保護者ですね、そしてまた生徒を含めた教育現場の中でですね、十分にこのことを議論していただきたい、このように思います。この議論する中でですね、人権という問題も必ず出てきますので、そういうもののをお互いが共有できる、そういうのですね、この丸刈りの問題を通してですね、人権問題まで話し合えるそういう場にしていただきたい、このように思います。

次に移りたいと思います。町育英奨学金制度についてでありますけれども、どうしても私ども離島においては、この教育費の負担というものは大変なものであります。奨学金制度のですね、状況を見ましても、景気によってやはり左右されているなというふうに、この間の資料を見まして思いました。やはり今日ですね、急激な景気の後退が更に現実的なものになってくるのは来年、再来年ということになってくるかと思います。これを踏まえてですね、もう本当に一人でも漏れることのないようしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） はい、十分にそこのことは配慮していきたいというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 十分に配慮をお願いしたいと思います。

次に、那間こども園についてでありますけれども、やはり教育環境の面、通学の面からしましてですね、小学校敷地内にという声が説明会の中でもあったかと思います。この那間こども園についての説明会においては、乳児室、ほふく室、調理室等の不足と建物の残存価格等により、那間保育園に決定したと、こういう説明でございました。これは、いわゆる財政面からの判断でありますが、このときの説明ではですね、那間幼稚園にした場合の総額は、約5,500万円近くになるということで、那間保育園にしたということなんですが、行政経費のコスト削減額は1,200万円となり、こども園にしたときには、これだけ削減になるということをお聞きしました。このとき私はですね、那間幼稚園の敷地にしても5年間では赤字を解消できるのではないかというふうに思ったんですが、この削減額は確実なものかどうかということも分からぬわけでありますけれども、本当にコスト削減ができるのかということをお聞きします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 前に申し上げたその資料はですね、3保育所ということで、茶花も一緒にやった場合ということでの出し方になっていると思うんですね。削減す

る1,200万円の金額については、2保育所じゃなくて、たしか3保育所の計算だったと思っている。その削減はですね、実際問題として削減されているかどうかというのはまだ、与論保育所の場合は、それを基準にして申し上げているわけで、那間の方は、まだその結果は出でていないと思うんですけども、実際、与論の場合がそういうふうな形で進んでいるので、それを例にしていろんな形でやったので、もうしばらくしたら出てくるんじゃないかと思います。今のところですね、ちょっと1年過ぎているわけですので結果は出ていると思うんですが、それはちょっとうちの方では検討していないわけでですね、それは早速させていただきたいと思います。

それと後ですね、那間保育所、こども園の施設については、那間小学校の中にという意見は、確かにございまして、それも非常に検討したわけであります、既に使っている保育所についてですね、そのまま放置できないこともありますし、もちろん移転の費用の問題もあるわけですが、結局、用途変更してやろうとすると、今度はその補助金の返納ということですね、5,000万円どころじゃなくて、ほかの費用も出てくるということで、今回は那間小学校と一緒にできる可能性はないわけで、財政的にもないわけでありますけれども、行く行くはやっぱり一緒にやらなきゃならないという考え方で、敷地のとり方とかですね、そういう面はきちんと計画を立ててやっていきたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） やはりどうしても那間こども園だけが小学校の敷地にないという、そういう地域住民の声なんですが、できたらですね、将来において何らかの形ですね、この小学校の敷地内に移設していただければということを重ねて申し上げておきます。

また、やはり残った施設については、また地域住民にですね、開放して、またいろんな地域活性化のために役立てていただければというふうに思っております。

次に移りたいと思います。

那間こども園の運営については、園長をはじめですね、職員の御努力を伺っているところなんですが、この間ですね、3月の18日に保護者の方から、「一方的に3歳児以上は制服にすると言わされた」と、こういう連絡が入りましてですね、いかがなものかと。そういうことでお伺いしてですね、いろいろ事情をお聞きしたところなんです。

そこでですね、この那間こども園ができたときの申し合わせ事項とか、取決め事項というのがあるかと思いますけども、そういったものはいかがでしょうか、教えていただけないですか。

○議長（町田末吉君） 那間こども園長。

○那間こども園長（高田りえ子君） その部分は、以前私が4月1日に異動が決まりまして、4月2日に入園式で初めてお子さんと保護者の方々との対面をしたわけですね。それ以前の取決めといいますと、私との引き継ぎはありませんでした。保護者の方々のお話を聞きますと、制服を、今まで幼稚園教育をするに当たって、園児服はどうなるのかなどと、そういういろんな不安と、そして準備するのが不安な面が多々あったようですね。その中でですね、やはり幼稚園教育をしていきたいという、それもできるのがメリットですので、こども園としてはですね。そこで5歳児だけでも、せめて園児服にはできないか、必要なのじゃないかなという保護者の意見もあったようです。それで、従来どおりにしようということになったそうなんです。私はそこにはいませんでしたので、そのようないきさつになっていたようですね。4歳児以下は今までのよう私服でということで、入園式にはそのように臨んでいただきました。そこでですね、私が入園式のときに、いろんな経営方針等お話ををして、来年からは園児服はあるもので、譲っていただいたもの、お下がり、お兄さん、お姉さんたち兄弟姉妹がありますので、お下がりをいただいて着用していただけないかというふうに1年前からお話をさせていただいて、保護者の方にも、その旨を伝えてあります。

そして21年度、今年ですね、3月の保護者説明会等の中でもですね、昨年お話をした経営方針で取り組んでいければということでよろしくお願ひしましたが、それも絶対強制じゃないです。5歳児も私は強制ということは言っておりません。その中で、子どもたちの園児服には教育的意義があるんだよということもお話をさせていただき、そして譲っていただいたものを活用しても結構ですのでということをお願いして、現在に至っているわけです。

現在5歳児は制服着用、それ以下は私服となっているようですが、という質問要旨でございますけれども、現在5歳児は園児服を着用して登園しております。3、4歳児はあるものを活用し、登園しているのが現状です。私服でも登園しております。今年4月からとありましたけれども、現在もそのようにしております。

川村議員が言われることは、昨年のことだと思うんですね。昨年のことじゃなかろうかと思うんです。その中にですね、3歳の子どもさんですけれども、譲っていただいたものがあって、「先生、これを着けていいですか」と、保護者の方々からも意見があつたんです。私は、4歳児は着けないということはないと思うんですね。4歳児でも着けていいと思うんです。せっかく着けたいという意欲が沸いてきたのですから、それをつぶすというのは、不幸だと思うんです。せっかく着たいという意欲をですね、高めていくことも教育的意義には含まれていると思うんで

す。ですから、4歳児だけが私服じゃなくて、あるもので、ヤーナイ、アイシデークトウと。今の子どもたちはTシャツの生活なんですね、家でも園でもTシャツなんです。そうすると、小学校に上がった場合、制服ですよね、ボタンかけがあります。その経験が今ないんですね、ボタンかけの経験がないんです。そうすると、これまで私たちが幼稚園で子どもたちを預かった場合ですね、時間がかかるんです。ボタンかけは、どうしても時間がかかってしまうんです。そしたら、こういう経験を少しでも長く、3年保育の中で少しでも取り入れていければ、自信にもつながっていきます。そして子どもたちにも、できたという喜びが沸いてくる。こういう経験をうんとさせ、こうして自信をつけさせながら、育てていきたいとの願いで、このようにさせているわけですけれども。園ですね、保護者の方々に呼び掛けをして、園児服や制服をですね、ストックしてあります。それもお譲りしています。そして、現在来年もそれを活用していこうと対策に努めております。その園児服もですね、小学校に行きますと、活用ができるんです。ここにマークを付けるだけで、そのまま幼稚園のものを、小学校でも使えるんです、活用ができるんです。こういうことも費用の軽減になるんじゃないかなと私は思っております。ボタンかけができないということは、小学校に行きますと、小学生は制服で登校し、着替えをします。係活動もします。そして、授業に向かわないといけないので、授業に向かうときに、その態勢を早く確立しなければ授業にも支障を来します。早くできないために授業にも遅れるということは、いかがなものでしょうか。それを幼児教育の期間中で確立し小学校に向けてスタンバイすることで、幼小連携にもつながっていくと思うんですね。そういう基本的なことの確立を少しでも保育の中で日々重ねていければと願ってお願いし、先生と子どもたちの質の向上、とりわけ無理なく子どもたちを小学校に進めて行くことにより、自信の花を咲かせてあげたいと、日ごろ子どもたちと頑張っているところです。

今後もですね、保護者の意見を取り入れながら、よりよくスキンシップをしていきながら、ふれあいを持ちながら、このようにしていきたいと思いますので、私たちも100パーセントではありませんので、どうぞまた今後とも、また御意見を伺いながら、ワラビンチャートウ、マージンプダーチ行きたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 本当に熱意は分かりますけれども、私はそのようなことを、制服がいいとか私服がいいとかということで、この質問をしているわけではございません。

まずですね、やはり保育の指針として、保護者に対する支援の基本はですね、子

育て等に関する相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受けとめ、相互信頼関係を基本に保護者一人一人の自己決定を尊重する、このようになっているわけでございます。ですから、私が受けたですね、3月18日の保護者の方からは、「一方的な説明であった」と、このようなことを言われましたもんですから、園長さんの方にですね、「これはどうですか」というふうにお聞きしたわけなんです。ですから、この点をですね、本当に制度というものがどういうものかということを私は申し上げたいんです。ですから、例えば保護者の方は、制度であれば、これは強制されるんじゃないかという、必ず着ていかなきやいけないんじゃないかっていう、そういう意識というのは必ずあると思うんです。ですから、その点をですね、きちっと把握していただいて、そういう説明なりにですね、していただければ、こういった問題というのは出てくることはないと思うんです。あくまでもですね、私はさつきも申し上げましたように、私服がいいとか制服がいいとか、そういうことを申し上げているわけではないと。こういうことですから、丸刈りでも申し上げましたように、丸刈りがいいとか悪いとか、そういうことを言っているわけではありません。この制度自体がですね、その保護者に与えるですね、影響とかですね、子どもさんに与える影響とか、そういうものはいかがなもんでしょうかということをお聞きしているんで、いかがですか。

○議長（町田末吉君） 那間こども園長。

○那間こども園長（高田りえ子君） そのとおりです。私もですね、私服がいいとか、園児服がいいということは一度も言っておりません。その利点をメリットで、ただ同じように制服と、こうして私服で、たまにはTシャツを着けてくる。そして、それで替えてまた園児服で、せっかく子どもたちの芽をつぶすようでは、それを利点をうまく両方を兼ね備えている利点をうまく子どもたちに与えてあげて、そういう環境で育てていかなければならぬということなんですね。私も私服がいい、園児服がいいということは言っておりません。その利点をうまく利用して、子どもたちのよりよき成長にプラスにできればということですので、その点はまたすみません、御理解いただければと思っています。

そしてもう一つは、やはりそうです、保護者のお陰で私たちも成り立っていると、御協力のお陰様ですので、十分今後も話合いを持ち、そして受入態勢を整えていきます。御質問等がありましたら、どうぞ園の方にお越しくださいと、園だより等にもお知らせしてありますので、今後ともそういう対策をとつていければと思っております。以上です。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 十分ですね、保護者の方にもですね、配慮してですね、正規の

プロセスに沿ってですね、やはりこういった問題というのは、制度というものはですね、そういった形で進めていただきたい。例えば手順というのはございますから、ただもう保護者、ここでは入園式や保護者説明会で保護者と話合いの場を持った、それでこういったことを決めたんだという形になってますけれども、きちっとしたですね、形をとっていただきたい。これは那間こども園だけで行われていることですか、それとも与論こども園もですか。

○議長（町田末吉君） 教育長。

○教育長（田中國重君） これはですね、こども園関係は町民福祉課が担当しておりますが、基本的に、その服装などについては各園に任せてありますので、そこは御理解ください。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの川村議員さんの質問についてでございますけれども、今教育長が申し上げましたとおり、服装については各園でという形で、基本的には自由にというのを基本にしているわけであります。ただ、今までですね、父兄と十分なコンセンサスを得られなかった点もあるんじゃないかなと思って、今後その点はまた気を付けてですね、やってまいりたいというふうに思います。

父兄との意思の疎通が図れてはじめて、教育は成り立つわけでありますので、基本的なものをですね、今後また気を付けて、しっかりやっていきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 今お話がありましたように、基本的には自由だということですから、このことをですね、ちゃんと文書にして、基本的には自由であると、こういったことをやはり保護者の方にですね、伝えていただきたい、このように思います。

次にですね、キジの外来種について質問したいと思います。

このキジのですね、農作物やこういったものに被害が及んでいると思いますけれども、大体見積もって総額は幾らぐらいになっているのか、いかがでしょうか。被害総額です。もしデータがあれば、お願ひします。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） ただいまのところ、その被害の調査とかは行っておりませんので、データは持ち合わせておりません。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） キジを放鳥された目的というのは、バッタの駆除、これが目的だというふうにお聞きしているんですが、キジだけは増えたんですけども、バッタの方は減ったんでしょうかね。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 実はですね、キジは、バッタを食べてもらうために入れたという話を聞きまして、私も知り合いのところに、キジをですね、獣友会の方々にお願いして、胃袋の中にバッタが入っているかどうかをずっと聞いて、しばらくやつたんですが、ほとんど入っていないんです。結局ですね、消化されて、たまたま入っていないということじゃなくて、ほとんどが入っていないということですね、非常に困っていますが、できるだけですね、この獣友会の方々にですね、お願いをして、駆除をしていきたい。

また、先日、奄美で会があったときに、向こうの獣友会の方々にも、いろいろと困っているんだがということで話したところ、いつでも応援には行くということで、こちらの獣友会の方々とも相談してですね、年に何回か大々的な駆除が必要じゃないかなという考え方を今しております。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） これは、専門家の見解なんですが、野生の鳥というのは、1日に必要なエネルギーをいかに効率よくとるかいうことが最大の課題だというふうにいわれているんです。ですから、一番運動量を必要とするバッタなどは捕らないですよ。もう本当にその動かないで、いつでも食べれるようなサツマイモとかですね、そういった野菜とかですね、そういったものにキジというのは、動物というのは行くということで、これは奄美大島のですね、マングース、これもハブを駆除するために入れた。マングースだって危険なことはしないですよ。一番とろいような奄美の黒ウサギ、こういったのをやっぱり狙って、いかにその1日のですね、エネルギーを確保するか。本当に動物というのは、効率よくなっているそうなんです。ですから、与論のキジもですね、まさかバッタは捕らないだらうというような話でありました。ですからですね、やはりまたキジというのは食欲旺盛で雑食ですから、本当にえさの少ないときにはムラサキカタバミ、ヤーダソウ、これを全部ほじくり返してですね、食べてしまう。一番悪いのがですね、未消化の分の種が残っていますから、これをあちこちにばらまいてしまう。これが雑草になって、どんどん生えてくる、こういうですね、二次被害的なものが農家の方からですね、指摘されております。是非ですね、なかなかキジの方も賢くてですね、最近、ローズ畑に巣をつくっているんですけれども、最近は機械化が進んで、全部だあーってやってしまいますから、生き残れないんですよ。だから機械でやりますと、ちょうど周りだけは残りますよね。そこに、巣を構えている。生き残り作戦をしている。本当に動物というのは賢いなあというふうに思っております。ですから、なかなかですね、いったん入れたものを駆除するというのは本当に予算もばくだいにかかりますし、

ですからまずですね、こういったものをきちっと水際で止めるというんですかね、持ち込まない。こういったものをやはり町の方でもですね、条例をつくっていただきたいと、このように思います。いったんもう入ってしまったら、本当に税金を使っても駆除しきれない、こういうことだと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 早急にですね、対応をしてまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 1番。

○1番（川村武俊君） 是非ですね、お願いしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（町田末吉君） 以上で、1番、川村武俊君の一般質問を終わりました。御苦労さんでした。

次に進みます。次は、7番坂元克英君に発言を許します。7番。

○7番（坂元克英君） 平成21年度第2回定例議会に当たり、議長の許可をいただきましたので、私、7番議員、坂元に一般質問をさせていただきたいと思います。

さて、我が国・県と、また島を取り巻く内外の情勢が引き続き厳しく、21年度の新年度を迎えるにあたり、特に20年度は世界経済が大きな問題になり、アメリカ発の10年に一度の暴風雨と呼ばれ、アメリカ金融市場の危機により経済が落ち込んでまいりました。我が国でも経済支援に対して、3段階に分けて政府は75兆円の国費を投じ、経済を立て直す政策を打ち出しております。県においても、雇用経済対策に積極的に取り組み、8年ぶりに増額予算を計上されました。町長におかれましても、21年度の一般会計予算も提示をいただき、21年度も引き続き硬直化した財政状況には変化はありませんが、政府の経済対策に交付金あるいは地方交付税の発行などで微増なることありますが、依然として借金返済に充てる公債費や社会保障関連の補助費など、義務的割合など依然として硬直化した財政状況には変わりはないものであります。こうした財政状況の厳しい中とはいっても、町民はどうしたら生活を安定させ、子どもを持つ親は、子どもの教育、将来に向けた子どもの育成、また事業者には経営の安定と、どうすれば良い方に進むかを見出さなければならないのが町民の思っている気持ちではないでしょうか。したがって、きょう私は、現下の町の経済・景気はどのようにあるのかをお伺いいたしたいと思います。

次に、公共事業についてお尋ねをしてまいります。

政府は、今年度から道路特定財源を一般財源化だとスタートさせ、公共事業予算も支給をされ、減額した予算を社会保障費に充てる対策を講じ削減され、厳しい予算となり、県も町としても、幸せが来ているものと思います。しかしここにきて、今回の経済対策交付金、地方交付税と、その中で雇用、経済、景気など刺激をさ

せ、よい方向に進んでおります。しかしながら、この対策も私から見れば、一過性の政策ではないかと、今後の将来に不安を感じ得ることであります。そのような中で島は、島の公共事業の在り方を見出して、今後の経済景気の雇用対策にどうしたら方向性をつけていくかというのを、まずこのことをお聞かせ願いたいと思います。

最後に、農業振興についてお聞かせをいただきます。

本町の農業は、我が国の食料供給基地として、また本町の経済を支える重要な役割を果たしております。しかし近年になって、農産物の自由化、食料の消費構造の変化、あるいは農業就業人口の減少、高齢化、また耕作放棄地の増加など、本町にとりましても持続的な農業の発展基盤が弱体化しつつあるものではないかと、私は大変危ぐる一人でございます。今後のさとうきび経営安定対策問題、畜産問題、また野菜、花、花卉と、農産物による付加価値を付け、農業の収入増加や観光と連携した取組など、今後の政策の柱として重要な農業施策ではないかと思い、このことを踏まえ、広く町民に農業施策の方向性を示し、目標を定め、計画を実効性あるものとして取り組んでいただき、農業振興に対する町長の考え方をお聞きし、農業収入構造についてお聞かせをいただきたいと思います。

以上3点をお聞きしてまいりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず最初に、1の（1）についてお答え申し上げます。

御指摘のとおり、アメリカ連邦準備制度理事会のグリーンスパン前議長をして、「100年に一度の危機」と言わしめたサブプライムローン問題に端を発した米国発の金融危機は、世界を同時不況の渦に巻き込んでおります。特に経済の縮小が目立つのは、外需寄与度、すなわち自動車などの輸出に過度に依存した経済構造を持つ日本やドイツなどであり、内需寄与度の高いアメリカ・イギリス・フランス・イタリア等は、日本やドイツより減少幅が小さくなっております。

一方、国内経済は、内閣府が発表した2009年1月から3月までの実質経済成長率（GDP）は、前期比年率15.2%減、2008年度には前年度比3.5%であり、いずれも戦後最悪の落ち込みで不況の深刻さを裏付けるものとなっております。2期連続2けた減というような大幅な落ち込みを見せた日本経済ですが、2008年10月から12月期は、米国経済の崩壊により自動車や電子部品の輸出など外需が大幅に減少したこと、また1月から3月期はそれに加え、個人消費を中心とする内需も大きく落ち込んだことが要因となっており、これら企業の生産活動の低迷が雇用調整や所得環境の悪化を招き、その影響が家計に波及した格好となってお

ります。このような日本経済の停滞は、地域経済にも大きな影響を与えており、雇用や所得など、地域住民の暮らしを直撃するとともに、このことが個人消費の低迷を招き、地域経済全体をさらに冷え込ませるという負の連鎖を招いております。

昨今の世界同時不況が、本当の経済情勢等に及ぼす影響力を客観的に取りまとめた最新のデータ等が存在しないことから詳細な分析はできませんが、都市部の経済事情が主導権を握り、離島及び過疎地域には、これに依存するといった離島の経済構造は本島においても例外ではなく、厳しい景気低迷の波が押し寄せてきていると認識しております。しかしながら、政府もこのような景気低迷の情勢にかんがみ、平成20年度1次補正予算、同2次補正予算、平成21年度当初予算及び同1次補正予算等、矢継ぎ早に経済対策を発動しております。本町においても、これらの予算を活用し、財源不足により、これまで優先順位を先送りしてきた多くの事業を実施してきましたが、さらに本定例会にも地域活性化経済危機対策事業として、第2号補正予算を提案しており、議決をいただきましたら早期発注を図り、島内経済の活性化を図っていきたいと考えております。

なお、今後とも鋭意国・県の補助事業の情報収集に努めるとともに、商工会等の関係機関とも連携を図りながら、島の活性化に取り組んでまいります。

次に、2の(1)についてお答えします。

御指摘のとおり、今後、国とりわけ県の財政状況は厳しさを増すことが予想されておりますが、本町の事業の導入・推進等につきましては、基本的には第4次与論町総合振興計画（第3期実施計画）及び与論町自立化戦略会議からの提言等に基づき、緊急性・効率性・必要性等を見極めつつ、国・県の補助制度の動向や地方債対象事業の可否、全体予算に占める一般財源の負担割合などを各担当課及び財務担当課において、詳細にわたり検討を重ねた上で優先順位を決めた事業を導入しているところであります。

また、新規の大型プロジェクト事業等については、企画調整会議や庁議等の各種検討委員会において検討を重ねた上で決定していくことにしております。しかしながら、1の(1)で答弁申し上げましたとおり、国の数度にわたる景気対策のための補正予算等により、これまで優先順位を先送りしてきた多くの懸案事業の整備が可能となっております。

今後、国・県の動向を注視しながら、町財政に負担のかからない事業の導入・推進を図っていきたいと考えております。

最後に、3の(1)についてお答え申し上げます。

現在、本町で力を入れているインゲンや里芋については、近年の景気低迷による厳しい販売環境の中、食の安全・安心意識の高まりと国産志向の高まりにより、市

場で高い評価を受けております。本土で需要の多い冬・春期に合わせて、無加温で栽培できる地の利と、早出し新物産地の有利性を生かし、関係機関と連携し、高品質出荷と消費地からの信頼される銘柄産地確立に努めながら販売拡大を図っているところであります。さらに、大都市圏での試食会やキャンペーンなど、販売促進に努めてまいりたいと思っております。また、本町の農産物は全国市場への生果による出荷であり、市場へ出荷できない農産物については廃棄処分を行っていましたが、今回活性化センターが竣工し、加工機器も充実しましたので島内産の野菜・果樹・薬草等を加工し、付加価値を付けた商品を発売する施設として大いに活用していただきたいと考えております。

なお、鹿児島大学の地域貢献事業の指定自治体として本町が指定されておりますので、鹿児島大学と製品の加工開発研究や販売方法について調査研究を行うことで協議を進めており、この調査の成果を基に今後の付加価値向上対策に生かしてまいりたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 7番。

○7番（坂元克英君） それでは、再度お聞きいたしたいと思いますが、経済対策についてでございますが、先ほど町長がるる説明お伺いをいたしましたが、この経済景気は、島の財政あらゆる分野の中でお伺いしなければなりませんが、今の時代の流れからお伺いをしてまいりたいと思います。

この経済対策というのは、100年に一度といわれるよう、どこの世界、またこの国でも地震があり、地震に対する津波がまた押し寄せてまいります。そうした過程の中でこの経済対策が落ち込んでくるのではないかと思うわけでございます。

そうした中で国においては、先ほど申し上げましたように経済対策として、75兆円の経済対策資金を投入いただきました。私は、この予算が島にも入っていることだと思います。したがって、今回の補正予算の中にも提示されておりますが、国の交付金として約2億余りでしたか、支出金をいただいております。そうした中で、今回この支出金をどのような事業、考え方でもってやっていかれるのか、まずはのことからお聞かせを願いたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの議員さんの御質問の内容についてでありますけれども、約2億円、補正で2億円組んでいるわけであります。国からは1億8,500万円の、平成21年度の1次補正の方から来ているわけであります。これは100%どういう事業でもいいという形で来ているわけでありますが、その例も示されているわけであります。前回の平成20年度の2次補正で1億2,000万円と既に申し上げて、臨時議会をやって事業導入で申し上げたところでありますが、その

ときは1億2,000万円という金額でございました。そのときの交付金の名目は、地域活性化生活緊急対策交付金という名目でありました。今度の今申し上げた金額については、地域活性化経済というふうになっています。前は生活だったわけですが、今度は経済緊急対策交付金という形で1億8,500万円をいただいております。そういうことで、それについての、それを基礎とした事業として2億円余りの予算を立てているわけですが、実際には実施する段階になりますと、約1億8,500万円から9,000万円ぐらいになるんじやないかと推測しているわけでありますけれども、一応2億円余りで補正をお願いしているところであります。その中にですね、今度、経済緊急対策交付金の中には、ある程度こういう事業という目標が示されてきているわけです。前の1億2,000万円のときは、そういうあれはなかった、何でもいいということだったんですが、今回の場合は、ある程度その示された方向性があるわけですが、それを基にしたり、そしてまた各課みんな集まつていただいて、今までいろんな国からの補助とかいろんな補助がもらえなくてですね、なかなか実施できなかった点とか、そういうことを中心として検討して決めてやったわけであります。詳細についてはですね、後から補正の方で詳細が載っておりますので、それを御覧いただきたいと思いますが、その一つを申し上げますと、空港のロビーの拡張も検討してございます。今回の1億8,500万円のトップにですね、空港の公共の場所とかという例が、そこにも使えるという例がですね、載ってきてているわけですが、狭あいで非常に観光面もですね、観光元年といいながら、なかなか玄関口が整備できなかったという、いろんな角度からの指摘を受けていたわけでありますけれども、エントランスルームとか、いろんなものを検討していきたいというふうに思っております。

その他諸々ですね、たくさんの事業が計画されておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 7番。

○7番（坂元克英君） 本当に大変すばらしい、有り難い予算をいただきました。今年度の21年度の補正予算の中にも、15兆円という予算を繰り出しておりますが、総務課長、この予算は町にも幾らか地方交付税当たりに入りますかどうか、それをお伺いしたいんですけども。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 地方交付税にその金が入ってくるという情報はまだ得ておりませんけれども、先ほど町長が申し上げましたとおり、1億8,500万円の交付金はまいっております。

また、このほかにですね、1割補助のですね、交付金も負担のですね、地域活性

化公共投資臨時交付金ということで1割負担の交付金も来ておりますけれども、まだ一応総務課の方から、その詳しい情報等については来ておりません。再度また情報等の収集に努めていきたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 7番。

○7番（坂元克英君） お伺いいたしました。国・県とも様々な補助制度を設けても、それが町民や企業に利用されなければなりません。したがって、どうかひとつこの経済景気を第一にお考えになって、町民に潤いができるような、きめ細かな一つの方策をとっていただきたいと、このように思います。要望しておきます。

それでは、次に進ませていただきます。

公共事業について、再度お聞きいたします。

現在、国・県と財政が縮減され、公共事業の予算が減少して、公共事業で生計を立てている町民は少なくありません。公共事業は、町の活性化の最も必要である産業の一つだと認識しております。社会資本での国民の経済を支えて、経済雇用を果たしておりますが、ここにきて国・県、公共事業の予算縮小と、事業の質、材料の高騰や金融機関の貸し渋りなど、大変業界にとっては厳しく、かつ、危惧するところでございます。

町長におかれましても、この数年、公共事業に対しては力を入れられておりますが、このことについては大変ありがとうございます。その中身として、学校建設と町営住宅の整備と明るい目玉になる需要が次々に展開されております。町は、町としての事業を取り入れていらっしゃいますが、私が今回質問してまいりますのは、県事業のことです。今、県は茶花通り会の活性化並びに交差点改良の事業を進めていこうということを聞いております。したがって、この交差点改良の今現在の取組、また、この交差点改良については問題がいろいろとあるようでございますので、そういったことをひとつ、ここにいらっしゃいます私ども議員の皆さん方にも、町長が判断をし、決断をすることをひとつ、この議員の皆さん方にも説明責任をお知らせ願えたら大変ありがたいと、このように思います。

また、二つ目には、住宅問題でございます。

町長がいち早く就任いただきまして、住宅マスタープランを策定され、それに従って今ありがたく着々と住宅が完成しつつございます。町長は、こうした町営の住宅と並行しながら県営住宅にも取り組んでいくんだという方向性を示されました。この間、金子万寿夫さんの歓迎会の中でもお話を聞きいたしましたが、金子県議も、「これはやってまいります」という有り難い言葉もいただいております。しかしながら、これは予算を付けなければ、また本当の完成とは私はいかがなものかと思うわけでございまして、この予算の方面、予算をどう位置付けたか、このことを

二つ目として見解をお聞きさせていただきます。以上です。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） お答えいたします。

まず最初に、先ほどの御質問も含めてお答え申し上げたいと思うんですが、今回課長が説明したとおり、1億8,500万円をいただいたわけありますけれども、その使途について、基本的な考え方を申し上げたいと思いますが、その資金についてはですね、できるだけ細分化をして、皆さんにできるだけ全部行き渡るような考え方を基本に置いてやっております。といいますのは、今までやってきたのが学校建設とか大きなですね、一部の方々が主になっているような、その変則的などころがございまして、なかなか全般的に行き渡ることができなかつた。優先順位と先ほど簡単に申し上げましたけれども、そういう点も含めた形ですね、今回の場合はそういう、前の1億2,000万円もそうでしたけれども、今回もそのような考え方で進めております。後でまた事業を御覧いただきたいと思います。

それと、まず住宅の方からお答えいたしたいと思いますが、今回の7月にですね、ほぼ決定するというふうにいわれております。私ども町としては、3棟ということでお願いをしているんですが、まず2棟からという考え方で進められているようでございます。九分どおりやるということで、私どもとしてはもう21年度にいろんな調査等があると思いますので、準備をして22年か、23年には着工できるような体制にしていただきたいということで、ある程度今のところは、私どもの要望どおりやっているわけであります。今回のことでは、県に対して非常に頭が下がる思いで、平成13年度に県は県営住宅は新しく造らないということで宣言をされたわけでありますけれども、あえてそれを乗り越えてですね、やっていただいたというのは非常に感謝をしているところであります。

次に、交差点改良の問題でございますが、この問題につきましては、はつきり申し上げて大変困っております。といいますのは、もう県はやる気で全部予算を付けていただいてやっているわけでありますが、ただ私ども町の敷地がですね、これが登記ができなくて筆界未定でありますて、2年前にですね、もう既にはつきりした回答が得られるということで進めていたところが、裁判官が2人も替わりまして、それをまた元からやるということで、それがまた元に戻ってきて、なかなかですね、遅々として進んでいない状況で、県の方にも、もう大変迷惑をかけているわけでありますが、どうしても町としては今回を逃したら、またいつできるか分からぬという点もございます。そういう点もございまして、何とか今月の25日に県の方々と弁護士の方に行きますけれども、できたらいろんな方法ですね、話合いができるればという思いもしております。25日行きまして、年内には、ある程度き

ちつとした回答を出す方向で、委員の方々とも今その相談をしているわけありますけれども、どうしても解決をしなければならないという思いで今進めているところであります。県の方も非常にですね、やるという方向で非常に沖永良部土木の課長以下ですね、私どもも非常に熱心に今、いろんな角度から検討をさせていただいている所であります。以上です。

○議長（町田末吉君） 7番。

○7番（坂元克英君） 今の交差点改良のことについてお聞きしたいと思いますが、私も今おっしゃいました委員の一人でございますが、この事業をまずは、この事業を逃がしたら、もう将来はできないんじゃないかと、このように思うのが私の気持ちでございます。その気持ちから一番難儀をしていらっしゃいます、この境界問題。お話を聞きいたしますと、いろいろとあるようでございますが、しかし、これは私から見ると、何とか和解策がきっと出てくるんじゃないかと思う一人でございます。したがって、どうか町長、和解をしていただきて、和解の在り方でもいろいろありますけれども、本当に納得のいくような、また町民やお互いここにあります議会が決断しやすいようなですね、方向策を見出していただきて、町長の政治的なですね、決断をしていただきたいと、このように要望しておきたいと思いますが、そのほかにまだどうぞ。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 全くおっしゃるとおりでありますですね、私どもの基本的な考え方とは、はっきり私の立場から言わせてもらいますと、相手さんも町民の一人であるし、またその問題が起きているのもですね、相手方の財産の問題でもあるということでですね、その点は公平な考え方でやっております。

一つありますのは、私が一番問題にしておりますのが、歴代の先輩方ですね、いろんな角度から交渉をされ、もういろいろやり取りをしてきた経緯がございます。その経緯に則ったある程度の形を示さないとですね、町民の方々が御納得いただけないんじゃないかという思いが非常にあるわけでありますね、どうしても話をつけないと、今後また行政としてもですね、これは何十年してするか、これから考えたときにですね、やっぱり今のうちに解決すべきじゃないかという思いがございまして、委員の方々とも相談をしながらですね、できるだけ解決できるように頑張っていきたいというふうに思います。

最後には、議会の皆様方ですね、承認がなければ、これはもうできないわけであります、皆様方が御承認いただけるような形で話し合いができるように頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（町田末吉君） 7番。

○7番（坂元克英君） すばらしい判断をしていただいてですね、この決断は町長一人ばかりじゃなくて、議会の皆さんも決断をしなければなりませんので、そのようないい方向でもって決断させていただきますよう要望しておきます。

次に移りたいと思いますが、農業振興についてお伺いをいたします。

農業所得の向上には、農産物の付加価値化が重要ではないかと思います。せっかく作り出した農産物で何かを加工して、付加価値を付けて市場に出す。いわゆる特産品を作り出しても良い考え方では私は思うわけでございました。

そうした中で、私ども文教経済委員会は、隠岐の島海士町に視察に行ってまいりました。この島は、私たちの島の形態と全く似通ったような島でした。ただ一つ違うのは、人口でした。私どもの島の人口は5,000人余りいますが、この島はたったの2,500人でした。そして、町政の概要をお聞きしますと、役場の行政機構としては九つの課が設置されていました。町長部局には、副町長が置かれていました。議会は10人の議員でした。特にこの機構の中で変わっていることは、我が島には産業振興課というのが設置されていますが、海士町は産業創出課というのが設置されていました。この創出課というのに私は大変興味がありましたので、このことをお聞きしますと、今までは、島は公共事業で成り立っていたそうです。しかし、公共事業の予算が大変莫大な予算となり、それに伴って町債残高が大きく膨れ上がり、100億円以上の町債残高となったため、これではいかんということで、島にある資源を利用して何とか立て直そうという発想から、産業創出課を設置したそうです。島には海産物がたっぷりありますし、皆さん方も御承知かもしれません、サザエカレーという商品がヒットしまして、全国的に有名になったそうです。そのほかにも、いろいろと海の資源を利用した加工製品をつくっていました。さらに、町の事業としても取り組んでおり、町が興した企業の経営も、海士町では大変すばらしく発展していると聴きました。私は、島には島のいろいろな面がありますが、このような中で、我が島でも、中山間事業を導入して、堆肥センターを造り、活性化センターも造っていただいて、そこを核にして動き出そうという町長の考え方もあるようでございますので、私は農業なくしてはこの島の発展はあり得ないと思います。どうかこの農業振興については、格段のですね、お願いをしたいと思いますので、特に、今後活性化センターが運営されようとしておりますが、この活性化センターをどのように運営されていかれるのか、お伺いをしておきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南政吾君） 基本的な考え方としましてですね、町民の考え方を中心として、町民の協力を得て活用していきたい。すなわち町で何をするということではなく、

その活性化センターを利用する方々がどういう形でやりたいとかいうことについて、いろんな講師とかにですね、場所を提供する。いろんな特産品を考えていただいて、それが成功したというか、企業として成り立つか、ペイできる商品が開発されたという段になったときには、独立してもらって、自分でやっていただくというふうな運営の仕方でやってまいりたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 7番。

○7番（坂元克英君） ありがとうございました。

それでは、最後にお聞きしたいと思いますが、町長のこれからのお政治姿勢についてお聞きしたいと思います。

私は、久しぶりに一般質問をして、大変つじつまの合わないことを質問いたしましたが、それに町長や各課長さん方が丁寧に答弁をしていただきまして、大変有り難く思います。

町長は就任されまして、いち早くオンリーワンの島づくりという表現で第4次振興計画を策定され、着々と実績を積み重ねておられ、大変すばらしいことだと思います。今御答弁のありました様々な事業を成功させて、町民に広めていただいております。町長が就任いたしまして、私も議会に入り、一緒になって行政に参画しておりますが、町長が町政を思うことには、拝見いたしますと、私は大変申し上げるのは失礼ではございますが、町長が島を思う発想の地だと、また決断と実行、そして費は小さく、最新、大胆不敵、力持ち、ブレない人格といい、ことは大変すばらしいんじゃないかと。このように思い、こういう時代には、町民の時代の要請なのかと思うし、今町の厳しい状況の中では、島の時代が要請したのかと考える一人でございます。どうか町長、先ほど質問した内容は、大変頭の痛い、非常に重圧のかかる精神的にも大変な仕事だと思いますが、苦しいときには、にこにこと笑顔を絶やさぬよう頑張っていただきたい、島づくりをお願いしたいと思う一人でございます。どうか町長の政治姿勢を、失礼ではございますが、このことをお聞かせ願えれば大変有り難いと思いますので、お願いをいたします。そして、最後の一般質問にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） どうも大変身に余るお言葉をいただきまして恐縮しているわけですが、私としても、自分の能力とかは分かっているつもりでですね、迷惑ばかり掛けているんじゃないかと思っているわけでありますけれども、自分の子どもが喜んで帰ってくる島をどうつくるかと、よそ様のことよりも、自分の子どものことばかり考えてやってきたものですから、皆さんにはまだ納得のいかん点もですね、多々あったかと思うんですけれども、自分の子どもが帰れる島づくりは、またみんな

の子どもも帰れるんじゃないかという思いでやってきたわけですが、今後とも責任ある行動で、さらに一生懸命頑張りたいと思っていますので、皆様方の御指導、御協力をよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（町田末吉君） 7番。

○7番（坂元克英君） 頑張ってください。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（町田末吉君） 以上で、7番、坂元克英君の一般質問を終わりました。

昼食のため、ここで休憩いたします。

休憩 午後0時11分

再開 午後1時28分

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、4番、福地元一郎君に発言を許します。4番。

○4番（福地元一郎君） 平成21年第2回定例議会において、先般通告しました一般質問を行います。

最初に、与論町ヨロン島サンゴ礁条例について質問します。

平成19年6月20日に条例が制定されて2年が経過しようとしておりますが、これまでに集まった寄附金の額と、運用状況についてお伺いします。

次に、副町長のことについてお伺いします。

副町長不在が2年近く続いているが、今後どのようにされるおつもりか伺います。

最後に、本町の情報システムに係るネットワークの管理について、現在どのような管理運営をされているのか、お伺いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず最初に、1の（1）についてお答え申し上げます。

与論町ヨロン島サンゴ礁条例が平成19年6月20日に制定されてから、平成21年5月31日までに集まった寄附金は、430万9,103円となっております。その内訳といたしまして、サンゴ礁と共生する環境の保全に関する事業145万8,115円、ヨロンマラソン大会の運営に関する事業29万3,000円、与論十五夜踊りの保存に関する事業7万5,000円、離島の振興に関する事業234万7,998円、未指定分が13万5,000円となっております。また、基金から生じる運用利子5,399円を含めると、基金総額431万4,502円となってお

ります。

運用状況といたしまして、平成20年度与論小学校学校建設事業に伴い、正面の校章設置事業に、サンゴ礁条例第2条第1項第4号の離島の振興に関する事業から110万円の支出を行っております。これは、サンゴ礁条例第4条第1項の寄附金の使途指定等によるものです。なお、今後のサンゴ礁基金の運用につきましては、基金の設置目的を十分達成するための事業に要する財源として十分検討の上、その活用を図ってまいりたいと思っております。

次に、2の(1)についてお答え申し上げます。

諸般の事情を考慮し、9月定例議会までに結論を出すよう検討を進めているところでございます。

最後に、3の(1)についてお答え申し上げます。

現在、庁舎内及び出先機関のネットワークの管理については、南日本情報処理センターに一元管理を委託しております。しかしながら、専門の民間に管理を委託しても万全にセキュリティの構築ができない現状にあります。最も注意すべきことは、各端末に起因する各種の情報漏えいや、ウイルス感染による情報システムの停止、データの破壊等であり、もしこれらのことが起こると社会的な信頼を大きく失墜することになります。

このようなことから、安全なウェブと確認したものだけ通信できるようにフィルタリングをかけるなどの対策等を講じており、さらにはUSBメモリー等のメディアによるウイルス感染防止及び個人情報漏えい防止のため、職員の端末については、フロッピー以外の媒体メディアを課長補佐以上の職員以外は使用できないよう制限を設けるとともに、すべての端末において定期的にパスワードを変更するなどの対策を講じております。

なお、簡単なトラブルについては、コスト低減を図るため総務企画課においてメンテナンスを行っておりますが、今後は、ネットワーク利用によるトラブル等が発生しないよう全職員を対象に、セキュリティ講習会を定期的に行う予定でございます。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 与論町ヨロン島サンゴ礁条例の第10条には、町長は、この基金の運用状況を毎年度、中間期と通期について期末後1か月以内に公表しなければならない、とうたってあります。

さらに、第11条には、町長は第8条に規定する基金の処分を行った場合は、寄附者に当該基金の事業への充当結果を報告しなければならない、とうたってありますけれども、このとおり条例をきちんと守って実行しているのかどうか、お伺いし

ます。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 10条につきましては、ホームページ上で公開しております。ただ、今工事中でございまして、過去の分については、全部公表いたしております。

それと、11条についてでございますが、これは、先ほど町長が申し上げましたように、与論小学校の校章の件でありますけれども、いただいた方には、このようにやっているというふうに申し上げております。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 今課長から答弁がありましたように、私も実は昨日ですね、与論町のホームページを開いてみました。そうしたところがですね、もう平成20年、去年ですね、去年の12月20日に、10月までの間期の報告がなされていましたけれども、今年に入ってからは結局後半、もう年度は終わっているわけですが、その後の報告がされていませんでした。

今、ホームページを工事中とおっしゃいましたけれども、それは、あくまでも今現在新たに作成しているホームページであって、実際今、前の池田課長補佐が作られたホームページがあるわけですよね、ネット上に。それに載っていないということは、どうしてかなと思うんです。なぜ私が今この質問をしたかというと、やはり寄附をされた方から、お金を寄附したけれど、どのように使っているかという問い合わせがあつてですね、実際ホームページを見ても載っていないと。やはり寄附をされた方というのは、やはりそのお金がどのように使われ、どういった費用対効果があったかというのを知りたいのは当然だと思うんですよ。そういう意味合いを込めて、じゃあそのとおりになぜできなかつたのか、お伺いします。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） やっているというふうにしておりましたけれども、再度ですね、検討しまして、また、していなければ、また別の方法で開示をしていきたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 私は、別に担当の職員を責めるつもりも何にもなくてですね、確かにその担当の職員は一人で、もう本当にそのネットワーク関係、そういう基金の関係をやっているのも分かるんですよ。総務企画課というのは人が足りないと思うんですよ、町長。その後でもまた質問するつもりですけれども、その課のやっぱり係が、担当というんですかね、人が足りないのが現状でございますので、それも一つ頭に置いてください。

本題に入るんですけども、現在集まった金額というのは、430万円余りですね。確かに、いただいたお金、本当に大変な金額だと思うんですけども、だけその金額では、事業をするには足りないと思うわけですよ。なぜ足りないか、なぜ寄附がなかなか募れないかということについては、二つあると思うんですね。

一つは、寄附をしようと思っても、なかなか難しいと。難しいというのは、システムが難しくて、寄附できない。与論町のやり方は二通りあるわけですね、実際は、そのお金を役場に持つて行って払うか、そうでなければ、パソコン上で与論町のホームページを開いて、開くと、このような寄附申込書というのが出てくるんですけども、それをプリントアウトして、それに住所、氏名、メールアドレスとか、お金を幾ら寄附したいということを書いてですね、それをファックスで送るか、または郵送で送るか、パソコンがあれば、これをメールに貼付して送ることもできるんですけども、そういったことをしなければならない。そうしたら、今度は役場から振込用紙が送られてくるわけですよ。その振込用紙に金額を書き込んで金融機関に持つて行って、寄附をする。もちろんそのときの手数料は自分で支払うわけですけども、そうして役場にそれが届いたら、役場からまた、こういうふうにいただきましたというお礼のメッセージが来ると思うんですけども、そのように大変ですよ、もう。寄附しようと思っても、もう郵便局に行ったり、どこかの金融機関に行かなきやいけない。それでまた、ファックスで流さなきやいけないという。寄附をしたいんだけれども、ファックスを持っていない、パソコンを持っていないとかいろいろあると思うんですけども。であれば、ほかの調べたんですけども、実際桑名市というところも、クレジットカード決済というのがあるわけですね、それを使いますと、こういった一連のことがですね、パソコンを開いて、寄附をしたいって、そこをクリックすると、この画面が画面上に出てきて、これを順番に書き込んでいくと、後はもう送信を押すだけで、自分の入っているクレジットカードから引かれていると。で、それはもう役場に送金されていると。であれば、夜中であろうが日曜日であろうが関係なく、寄附ができるわけです。そのシステムを是非早く与論町のホームページに作っていただきたい。そうすれば、もう特に若い人なんかは、携帯を使って送金できるわけですから、送金したい、寄附をしたいと思った時点で寄附ができてしまうと。今のやり方だともう、そのときは思っても、なかなか10日、2週間たつてしまうと、もうその気持ちがなくなつて、もう後にしようって、そうなつてしまうと思うんですよ。是非システムを早く、よそよりも早く作っていただきたいということと、もう一つは、やはり今度は寄附を募るときに、やはり特に町長、総務企画課長は、観光課長もそうですが、出張が多いわけですね。そういった場合に、パンフレットとか、あるいは名刺の裏でもいい

わけですよ、ＵＲＬ、寄附をするホームページのアドレスを書いた、名刺の裏にそれを書いてですね、書いたのを配って、寄附をお願いすれば、もう少し寄附金が集まるんじゃないかと思うんですけれども、課長いかがでございますか。

○議長（町田末吉君）　総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君）　全くそのとおりだと思います。ちなみにですね、今現在、その名刺の裏側に、サンゴ礁基金の4つの項目を書きまして、これを配ってございます。そういうことで今後ともですね、そういうものをアピールしていきたいと思いますが、もう1点は、先ほど手数料の件がありましたけれども、郵便を利用する場合は手数料は要りません。また、クレジットの場合は要ると思いますが、そういう各ですね、いろんな方法ができるように、また今ホームページを作っておりますので、その中で検討していきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（町田末吉君）　4番。

○4番（福地元一郎君）　そのようにお願いして、次に進みたいと思います。

次はですね、副町長のことについて質問をしたわけですけれども、答弁がですね、本当にこれは、2行だけの、諸般の事情を考慮し、9月定例会議までに結論を出すよう検討するという、本当に広報委員として議会だよりを作るときですよ、本当にもう情けなくなる。もう少しせめてですね、5行ぐらい、5行か6行ぐらいですね、答弁をいただきたいと思うぐらいです、本当に少な過ぎて困るんですけれども。

実は、この質問をしたのはですね、最近、町民からですね、町長は忙しくて、出張が多くてですね、役場に行っても会えない。また、親戚の方からも昼夜を問わず一生懸命仕事をして、ぽつくり逝くんじゃないかという心配をされる声もあってですね、本当に心配するんですけれども、本当に仕事が忙しくて大変なのは分かるんですけれども、副町長を置かなくなつて、確かに財政面では町にとってはプラスになった面もあると思うんですけども、逆にまた、この住民サービスの面とかですね、そういう決裁が遅れるとかもあると思うんですよ。そういう意味で副町長を置かなかつたことで、プラスの面もあるだろうけれどマイナスの面もあると思うので、その辺のところを、もう一度答弁いただきたいと思います。

○議長（町田末吉君）　町長。

○町長（南　政吾君）　お答えしたいと思います。

副町長をお願いしていない理由といいますか、いきさつについてでございますけれども、いろいろと今まで助役は置いても置かなくてもいいということになってたんですね。副町長になってからは、置くということに規則がなって、置かなければ

ばならないようになっていたわけであります。それはもう十分承知の上だったわけでありますけれども、いろんな観点から2年間実際に副町長を置かないでやってみようじゃないかということになりましたですね、その点は町長としては、副町長が置かれても、町長ができない部分をお願いするという形になって、町長としては、そんなに変わりはないわけでありますけれども、副町長の分を総務課長か各課長さんに非常に負担を掛けるというのが1点と、それからもう一つは、町民の方にですね、非常に不便を来すんじゃないかというこの2点を考えたわけです。

そこで、2年間という期限を決めて、何とか私自身また人選という問題もございまして、みんな課長さん方と話をして、2年間だけ試験的にといいますか、また私が人材を探す間に、いろんな角度から検討していただきたいと。そのことによつて、それまでに人選の方も考えたいということで、置くか置かないかを9月の議会までに決定するという形で今まで来たわけであります。そこで、いろいろ今各課長さん方と話をして、全体的にちょっと諂つたこともありますけれど、一人ずつ話を聞いた方がいいという意見がございまして、一人ずつ話を聞いたわけでありますけれども、結果的に、どうしても必要であるという回答を得ております。早速、人選をしてですね、皆様方にまたお願いをすることになるかと思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。ちょうど9月で2年になりますので、9月の議会までにはお願いをしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 実はきのうですね、町長と総務企画課長の20年度に、どれだけ出張しているかというのを調べてみたんですよ。それが、この表に表したものなんですけれども、町長は、実に20年度に30回、日にちにして135日、これは出発した日も帰ってこられた日も入っていますけれども、135日の出張があってですね総務企画課長も、やはり22回で71日と。お二人がダブっている、出張して町長も課長も与論にいらっしゃらないという日がですね、33日、約1か月ありました。

やはり総務企画課長もですね、総務企画課長は実際もう本当に大変だと思うんですよ。総務企画課自体が、以前は総務課があって、企画課があって、そのほかにまた助役がいてと、今一人で3役をこなしているわけですので、本当に最近やせたのも、やっぱり過労かなと思うぐらいですけれども、本当にそれだけ総務企画課長の出張が多いのも、そういうところに出てると思うんですよね。だから、やはりここはですね、副町長をやっぱり置くべきじゃないかと思いますし、やはり場内からも、決裁がどうしても遅くなつて仕事が前に進まないという、逆に言うと、住民サ

ービスの面ではマイナスになっている面があるので、是非前向きに検討をしていただきたいと思います。その辺、お願ひします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） よく分かりました。9月には、また皆様方にお願いをしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 最後に、ネットワークのことをさつき質問したわけですが、このネットワークの管理は、南日本情報処理センターに委託されているとおっしゃいましたけれども、それはNew-TryXのことですか、課長。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 今度入れました地域イントラネット事業のすべてを含めて、委託しております。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 今の答弁だと、地域イントラネットの役場3階に設置してあるサーバーの管理も含めて、すべてを南日本情報処理センターが管理しているということでおろしいですか。

それはさておき、その与論町には、平成16年3月23日に与論町情報システムの管理運営に関する規則というのが制定されています。それ御存知ですよね。その中に、その3条に、本町におけるすべてのネットワーク、情報システム及び情報資産の取扱いに係る事務を総括する最高責任者として、最高情報統括責任者（CIO、チーフ・インフォメーション・オフィサー）を置き、副町長をもって充てるというのがあるわけです。先ほどの副町長の件とも絡んでくるんですけども、情報システムの最高責任者というのは副町長になっているわけですが、今現在いらっしゃらないわけですが、この代行は誰がやっていらっしゃるんですか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 条例等の規定上の代決者ということで、私の方で一応担当しているという形になっております。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 総務企画課長が代行されているということですが、その総務企画課長は、そのほかにまたいろいろネットワーク管理を、その第32にですね、いろいろあるわけですけれども、そういったものを含めて全部、総務企画課長がされている、でよろしいですね。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 今のところは、そういう形でやっております。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） それであれば、南日本情報処理センターというのは、確かに優秀であって、セキュリティの面で確かに安心できると思うんですけども。では、今回ですね、実際始めている地域情報通信基盤整備推進交付金による、今度ここに光ファイバーを設置すること、今実際始めているわけでですね、それが終わった時点で、今度は、それをＩＲＵで契約するわけですね。そのときに私が心配するのは、不利益を被らないように、与論町ですよ、契約をする必要があると思うんですけども。その場合にですね、与論町にインターネットとかそういうネットワークに精通した職員がいないんじゃないかという、そういう心配してますけども、いかがですかね。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） その点はですね、確かにそのとおりだと思います。ただ、今ある一人のですね、臨時職員をお願いしまして、その指導の下にですね、一緒に携わって、いろんな勉強をしておりますが、将来的には、そういう面で専門の職員を置くということですね、考えていかねばならない状況にあるというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 私の提案なんですけども、確かに今が一番大事なときなんですよ。ＩＲＵで契約するまで、来年4月から始まるわけですから。だから、その間ですよね、今から来年、来年1年。その間ですね、その専門職員を置く必要があると思うんですよ、職員として。それは、普通では難しいんですけども、実は、この役場の条例の中にですね、平成17年3月31日付けであるんですけども、一般職の任期付職員の採用等に関する条例というのができるんですね。その第2条に、任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を、その者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員の選考により任期を定めて採用することができるとあるんです。それも御存知だと思うんですけども、要するに、ある一定の期間だけを定めて職員にしてしまうと。それが終われば、もう職員でなくなるというそういう制度があるわけです。その制度を利用して職員を採用することが私は必要だと思うんですけども、それは誰を採用するかは分かりませんが、町長いかがですかね、この件について。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南政吾君） その点もですね、早急に必要かどうか、改めて内部で検討させていただきたいと思いますが、必要であれば、やりたいというふうに考えておりま

す。ただし、今やつていただいている方については、またなかなか内容的にですね、できない部分があるんじやないかというふうに今考えているわけでありますけれども、別の方をということも考えられるわけでありまして、検討させていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 一番、光ファイバー網がヨロン島全体にできるようになるという、本当にいいことなんですかけれども、逆に、またいろいろ外部からですね、もうけ話というんですか、その辺を利用して町民が不利益を被るような事業をいろいろ持ってきたりですね、これからですよ、いろんな詐欺まがいの行為が出てくると思うんですよ。そういう場合に、やはり与論町の中にですね、本当に専門のそういう相談ができる、迅速に対処できるような方がいないとですね、やはり与論町並びに町民が不利益を被るんじゃないかと思いますので、随時そういうところを考えて、ネットワークの中というのは全然目に見えないですから、そういうものは、もうガードしても、それで終わりということはないと思うんですよ。是非その面を考慮して、事業を進めていただきたいんですけども、課長に事業を進めていく上でのそういう人材配置をよく考えてほしいんですけど、いかがでしょう。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 大変有り難いお言葉でございます。今後また、鋭意検討していきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 最後に、それと同時に、先ほどホームページの話がありましたけれども、本当にその21年の事業でやるべきのを、まだ実際ホームページ開いてないわけですよね。それでまたなおかつ、県の方で内部カメラ等も設置してあるんですけども、実際ホームページ上から全然見れないわけですよね。やはりもう観光客の方、そしてまたリピーターの方、そういう方々からも「何とかしてくれ」と、そういう要望が来ていますので、早めにその対処をして、見れるようにして、与論町のホームページが充実することを願って、一般質問を終わります。

○議長（町田末吉君） 以上で、4番、福地元一郎君の一般質問を終わりました。御苦労さんでした。

次は、11番、大田英勝君に発言を許します。11番。

○11番（大田英勝君） 昨年のサブプライムローンの破綻に端を発した金融危機が世界中を覆い、比較的影響が少ないとされていた日本までが、円高・ドル安や株価の大暴落に見舞われてしまい、世界的に有名な大企業までもが経営難に陥り、派遣社

員を大量に解雇せざるを得ない事態となり、正に100年に一度ともいわれる経済危機に日本中が直面しておりました。

その後、政府の相次ぐ財政出動による経済対策が徐々に効果を表し、最近では一時、バブルの崩壊以来、最安値にまで下がっていた株価が1万円の大台を回復するなど、明るい兆しも見え始めており、この回復基調が確かなものとなり、1日も早い景気の回復を節に願うものであります。そのことが、冷え込んだ島の経済の活性化に大きくつながるものと信ずるからであります。

一方、経済以外に目を向けると、先に佐藤持久大先輩が、由緒ある東京奄美会の会長に就任したのをはじめ、去る5月には、本町の町田議長が県町村議会議長会の会長に就任。さらに7月には、本県の金子万寿夫議長の全国都道府県議会議長会の会長就任が予定されるなど、明るいニュースが続き、誠に喜ばしい限りであります。このことは、必ずや本町の、そして奄美の発展につながるものと確信します。いずれも快挙というふさわしい画期的なことであり、3氏の今後ますますの御活躍を祈念申し上げる次第であります。

それでは、平成21年第2回定例会に当たり、先に通告した件について質問をさせていただきます。

1 畑地帯総合整備事業の精算について伺います。

- (1) 本町の各地区畑地帯総合整備事業における精算の状況はどのようになっているのか伺います。
- (2) 清算事務がなかなか進まず、滞っていると聞いております。その原因はどこにあるとお考えか伺います。
- (3) 工事が完了したら、速やかに清算事務が行われるべきものと考えるが、町長の見解を伺います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） お答えいたします。

まず、1の（1）についてお答え申し上げます。

畑地帯総合整備事業の清算事務につきましては、平成17年度に古里地区が完了しており、その他の真正地区、第二真正地区、叶地区、那間地区については、未精算となっております。また、立花地区、第二那間地区、賀義野地区については、換地処分登記後の精算となります。

次に、1の（2）についてお答え申し上げます。

清算事務の遅延の原因については、次のことが考えられます。換地処分登記に清算事務に必要な増減調書の作成が行われますが、各地区の事業実施期間が長く、状況の変化の把握、特に精算対象者である関係者の死亡とか、土地の転売等の調査に

時間が掛かっているものと考えられます。また、精算の事務を担当する土改連の職員の異動に伴う事務引継がうまくいっていなかったことも原因として考えられます。

最後に、1の(3)についてお答えいたします。

清算事務につきましては、登記完了後に速やかに行われるべきものと考えます。今年度からは、土改連の方でも本町の未精算地区の解消に向けて、4人の担当者を配置していただき、清算事務に取り掛かります。

町としましては、真正地区が一番長く滞っておりますので、まず、この真正地区から進めてまいりたいと考えております。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） 古里地区が平成17年度に精算を完了したと答弁でありますたが、随分苦労なさったということを、私は直接ではないですけれど、そのようなことだったらしいということを聞いておるんですが、古里地区の工事の完了、あるいはまた換地処分登記の完了は、何年度だったんでしょうか。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） すみません、今手元に資料がございませんので、後で報告させてください。お願いします。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） 随分長くなっていたんじゃないかと思うんですよ。その長くなつたのが、その精算の苦労にもつながっているんじゃないかと思うから聞いてみたんですが、これはもう随分古い話ですので、また後ほど答えをいただきたいと思います。

その後、これからであります真正地区、そしてまた第二真正地区、叶地区、那間地区、この4地区については、処分登記が済んだ年度、あるいはまた工事が済んだ年度というのは分かりますか。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） その4地区につきましては、換地処分、登記までは終了しておりますが、工事完了年度、それから登記完了年度までは、今手元に資料がございません。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） 何かその辺が分からないと、なかなか話が進まないんですけど、実は済んでからどれくらいたっているかということが、やっぱり論議の中では必要なところなんですが。

○議長（町田末吉君） 暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午後2時08分

再開 午後2時20分
-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） とりあえず、工事の完了年度だけから報告いたします。

古里地区が平成9年度完了です。真正地区については平成10年度、第二真正地区が平成20年度、叶地区が平成19年度、それから、まだ登記が完了していない立花地区が平成20年度、第二真正地区が平成20年度、賀義野地区については平成19年度完了、それから那間地区につきましては、まだ工事中でございますが、この地区は登記が平成20年度に完了しております。以上です。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） 古里については、9年度に完成して、結局17年度に精算が行われた。やはり随分長くたっているということで、いろんな差し障りも出てきているんじゃないかなと思います。むしろ、2枚目の答弁にあった関係者の死亡とかということもあったんですが、長引くもんだから、そのうちに人が亡くなったりするのであって、結局、叶地区の場合も、換地委員が15人いらっしゃったわけなんですけれども、もう3人は既にお亡くなりになってて、こういったのも、その事業・工事だけでももう14、5年とか長期にわたっておりますので、その後、速やかに精算なんかも追ってしないとですね、それがまた、さらにそこでまた長引くと、その間にはまたいろんなことがあって、なかなか事務も進まないというそういう形になっているんじゃないかなと思います。

そこで、私が今回取り上げたのは、換地委員の皆さんからも、とにかく土改連の皆さんもやるとは言ってきてるんだけれど、とにかく町長の方からも一声は掛けいただきたい、議会からも何か後押しをしてもらいたい、そういう声があるということを土改連の皆さんにも分かってもらいたいということで、とにかく出してほしいと、そういうことで今回取り上げたわけです。

今までのが滞っていたのを云々するんじやなくて、今後遅れを取り戻すために精一杯努力をして、各方面からも地権者の皆さんからも、そういったものは速やかにやってほしいというような声が非常に強いんだということを土改連にも伝えていただいて、今後速やかに事務手続きが行えるよう格段の努力を払っていただきたいと、それだけでございます。ひとつ決意の程を表明して、終わりたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 実は私も、この土地の改良をした整備事業の土地に關係しています、そういう問題についてはですね、自分も關係しているということで、土改連の方には再三お願いをしてきたわけですけれども、今回やっとですね、人員も増員して対応しようということで準備していますので、町としてもまた、その体制を今整えて準備中であります。早速やっていきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） じゃあひとつよろしくお願いしたいと思います。

また、土改連の皆さんに会われるときには、その後どうなってるんだと一声掛けでいただいて、順調に進んでいますかということで、念には念を入れて、また進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○議長（町田末吉君） これで、11番、大田英勝君の一般質問は終わりました。御苦労さんでした。

以上で、一般質問を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第32号 平成21年度与論町一般会計補正予算（第2号）

○議長（町田末吉君） 日程第5、議案第32号、平成21年度与論町一般会計補正予算（第2号）を、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第32号平成21年度与論町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

補正予算の歳入の主なものといたしまして、国庫支出金に国の平成21年度第1次補正予算に伴う地域活性化・経済危機対策臨時交付金1億8,597万9,000円、学校情報通信技術環境整備事業費補助金5,373万6,000円などが計上され、2億7,997万8,000円の増となっております。そのほか、繰越金が3,000万円の増、町債が740万円の減となっております。

次に、歳出の主なものといたしまして、地域活性化・経済危機対策費として、総務費に与論空港ビルターミナル拡張整備工事補助金2,791万8,000円、民生費に茶花こども園環境整備事業1,793万7,000円、農林水産業費に堆肥センター敷地整備工事費4,050万円、農地有効利用支援整備事業費2,730万円、土木費に町道改良事業費1,712万7,000円、教育費に学校情報通信技術環境整備事業費8,054万円などが計上されております。

歳入歳出予算にそれぞれ3億2,538万9,000円を追加し、一般会計予算総

額36億5,391万9,000円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。9番。

○9番（野口靖夫君） この2号補正について、とやかく申し上げるわけではございません。すばらしい予算を編成していると考えている一人でございます。

そこで、まず3点ほど質問いたしますが、1点目は、質問ではなくて、重要なことでございますので、私の方で確認をしておきたいと思います。そこで、こちらにおられる役場の執行部の町長以下、課長の皆様方は大変午前中の喜山康三議員の質問でたじたじされておられましたが、私が申し上げたいことは、瀬良海岸の一般質問でございました。私どもは、一般質問するということはですね、やっぱりある程度責任感を持って質問するべきだと私は思っております。なぜこういうことを申し上げるかといいますと、私たちは、この瀬良海岸における問題はですね、平成20年1月に県議会との意見交換会がございまして、一つの資料にして、それを議会運営委員会で決定をいたしましてですね、それを全員協議会で諮って、こうこういう問題を鹿児島の1月の出張のときに県議会と意見交換して、担当関係部に陳情していいですかということの了承をいただいて、県議会との意見交換会に臨んでいるわけであります。ちょうどその平成20年1月の県議会議員との意見交換会には、皆様方も御存知の子育て支援の問題とかですね、それから、こちらにございますが光ファイバーの問題、そして石油が非常に高騰いたしまして、その石油の価格を引き下げる陳情、そして離島割引制度の導入とかですね、10項目にわたる問題、県営住宅もそうです。そして特殊病害虫、瀬良海岸、あるいはQ400型の与論空港滑走路の拡張整備の問題とかですね、こういうルールを話し合って、県議会議員との意見交換会に臨み、そして県議の先生方のお力添えをいただいて、本町振興発展のためにやってきたわけでございます。それをですね、そのときには反対しなくて、このようにして執行部が一丸となって、県議の先生方も永田憲太郎先生が地元に来られました、視察のために。そして永井章義先生も地元で現場を見て視察しておられます。そして金子県議会議長も現場で視察をしてですね、そして、よし、それだったらみんなで力を合わせて奄美群島選出の県議会議員4人で力を合わせて、これは県に臨んでいこうじゃないかと、こういうことでやった問題でございます。だから、そういうことによって今結果が出ているわけでございまして、それに向かってやるときに、その後になってですね、こういうごたごたが起きてきた場合にはですね、それは大変その県議の先生方に対しては、私は失礼だと思います。それはもち

ろん賛成・反対はあって当たり前だと思います。だけれども、建設的に我々はそれを重点項目にして、本町振興のためにするかということで意見の一致をみてやっているわけでありますから、そういうことはですね、私は本当に先ほどの質問を聞いておりまして、県議の先生方に申し訳ないと。そして、ここにおられる執行部の方々がですね、どれだけ御苦労されたかというその御労苦に対してもですね、申し訳ないと思いながら聞いていた一人でございます。

それで、これから質問に入ります。

先ほどの町長の説明によりますと、この21年度の補正予算は、ほとんど地域活性経済危機対策臨時交付金ということで、この事業が主でございます。私が申し上げたいことは、市町村に1億8,597万9,000円の交付金が下りてきている中の配分でございますから、そうしますと、これは市町村割の本町への割当てでございまして、県のですね、県にもおそらくそういう交付金が下りてきていると思います、県単事業で。それを見た場合に、先ほど建設課長とも話をしたんですが、与論町には、この補正でですね、県単事業でどれぐらい来るだろうかということを思ってですね、非常に心配している一人なんです。例えば今回の補正予算というものは新規では駄目だ、やっぱり継続事業だ。継続事業の中で果たして県単事業でどういう事業が与論町に来るんだろうと思うときにですね、例えば、これをやっておられないということは、努力しておられないということではなしに、一生懸命努力はしておられると思いますが、やっぱりこういうチャンスのときはですね、県の関係機関と常に連携を取っていただいてですね、ただ本町に下りてくるその交付金だけを待ち構えるんじゃなくしてですね、その県にはまた県の予算があるわけですから、それを受け入れる態勢というものは整えておくべきじゃないかと思いまして、先ほど高田建設課長と話をしてあります。おそらく今の時点では分からぬと思います。分からぬからこそですね、この行動を、きょうから鹿児島県議会もきょうから始まっております。だから、分からぬからこそ、この今のうちにですね、早急に県に対してですね、与論の方にはどれだけありますかと。与論は、こうこういうところで県単事業が遅れているんだということをですね、やっておられたのか、これからやるおつもりなのか。そこら辺からまず、大綱的な質問で大変恐縮でございますが、そこら辺の御答弁をお願いします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 平成21年度補正予算で今後県から直接市町村に来る交付金としては、今さっき申し上げたのが一つと、先ほどちょっと課長が申し上げましたけれども、1割地元負担で、9割補助の、これが大体1億円は超えるということはちょっと聞いておりますけれど、2億円近くか、あるいは2億円ちょっと過ぎるん

じゃないかと思うんですが、そういう事業が予算が来るということになっていきます。そして、今おっしゃるとおり県単事業についてはですね、全然まだ私どもも分かっていないんですが、先般土木に行ったときにですね、例えば一つの例として、今県単でやっている事業の中で残っている部分を早急にやっていただきたいとか、そういうことはもうお願ひをしたわけありますが、今度また25日にですね、会うことになっていますが、その席でもお願ひをしたいというふうに考えておりますけれども。今継続してやっている事業をできるだけ早く終わらせるような形のですね、予算の付け方をお願いしたいということは申し上げてあります。今後とも、それをやっていきたいというふうに考えております。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） あと1点です。これは、小さな、ちまちました質問じやございません。もう1点はですね、今年で中山間地域総合整備事業の終了年度です。そうなりますと、本町においてはですね、その今県と約束して、どこまで、どの事業までやろうということを約束されてきましたですよね、最終年度まではどれまでやろう。そうした場合に、その進捗率といいますか、それがある程度残っていると私は思います。まだ手付かずのものがですね、県と約束できて、それがまだ完了していないと今年度で、そういうのがですね、はっきりいわれているのが、私が知っているだけで道路の問題ですけれども、2か所あります。まず一つはですね、元井課長の近くの、梅花さんの近くの道路を、あのまま北の方に伸ばしていこうというところが一つ残っていますね。これも採択されているんですよ。その問題は、北側の方の入口が登記できなくて、登記の問題で引っかかっているというのが1点。もう1点はですね、これは平成20年度、去年ですよ、去年の事業費の中に沖永良部と県とですね、町とはもう約束して、20年度にやろうというところがですね、山下博丸さんの家の前から通って、原田當吉さんの家のところを通っていく、西田先生のところを通る道ですね。あれを平成20年度にやるということでですね、これはもう県とは本町は約束ができているわけなんです。そのですね、そういうところがあります。それをどうしてできないかといったら、ひと言でいうと、皆様方の言われるのですね、登記の問題だとか、交渉の問題とか言われますが、私が申し上げたいことは、それじゃあ、どのように動いておられますかということなんですね。できなければ、できない方向性で動いておられるのか。例えば、じゃあ今言っている西区の梅花さんね、西区の公民館の前に鶴木商店が入っているところですね。じゃあ、それに対してどのようにできなかつた、この北側に通すところができなければ、それを曲げて、こう今ここの方に今年、建設課で崎間線、箕作、幾村、永井宅横、道路幅ということでですね、464万5,000円おそらく計上されておりま

す。この予算書の中に入っていますね。例えばですよ、これはもう私は当時の池田一郎耕地課長に申し上げましたが、その梅花さんのところまで組んであるならば、そこを曲げて、その元井さん、大変恐縮ですが名前出して申し訳ない。その反対、賛成は別ですよ。こう曲げていって、崎間の方に通っても、これは一つの道路ですよ。いわゆる崎間線になります。あっちが駄目だったらですよ。こういう案とかですね、これが一つの案。もう一つ、今言っている原田當吉さんの、山下博丸さんのところの道路もですよ、これも皆さんがあろうとしている20年度ではできなかつたわけで、それをじやあ、どこまで動きましたか。動いていないわけです、県の事業だからということですから。県の事業だから我々は動けない。それじゃ前に進まないということを申し上げている。ですから大変だと思うんですが、少ない少数精銳で本町の職員は大変だと思いますがですね、約束した事業というものは、もう予算書にあるわけだから、後は執行するだけですから、そのために、それがどつかに流れていくんです、その予算は。そしたら、残しておけば、すぐ持ってこれるかといつたら、持ってこれないわけですよ。そういうところもありますから、是非ひとつお互いスクラムを組まれてですね、スクラムを組まれて、こういう一つの方向性を違えてみるとか、じやあ誰かが行って交渉してみるとか、全くできないということじゃないんですね、そういうことを私は常日ごろから思っている一人であります、産業振興課長、あなたには本当は質問したくないんですけども、今回から来られたばかりですからね。お気持ちだけひとつ、今後のお気持ちですよ、ファイトといいますか、この情熱というものをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） ありがとうございます。

中山間整備事業につきましては、御承知のように、21年度で打切り完了となります、できないところはですね。それで、先般も沖永良部事務所に集まりまして、中山間の用地が難航している箇所の対策会議を開いたところでございまして、本年度にどうしてもその未着工の路線が、後3路線と途中で止まっている路線もございます。例えば熊谷さんの南側まで来て止まっている道路とか、それから流通センターに抜ける道路、これは未着工、それから先ほどおっしゃいました山下博丸さんのところから昔の西田医院のところに行く道路ですね。それから先ほどから出ています西区の集落道、そういうのがまだ残っておりますが、その原因は何かといいますと、やっぱり用地が難航しているということでございまして、それから用地はいいんだけれども、その書類とか手続き上の遅れがまだあるところもございます。こういうのをもう今年度の8月をめどに、それまで集中的にやりましょうということで、沖永良部の用地の係、それから工事の係と相談してまいりました。私どももま

た、手をこまねいているわけではなくて、一生懸命取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（町田末吉君） ほかにありませんか。4番。

○4番（福地元一郎君） 20ページのですね、款の10、教育費の中の、教育用パソコン116台、2,977万円と周辺機器一式1,929万円とあるんですけれども、その内訳を教えていただきたいんですけど。

○議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） 御説明いたします。

1,254万3,000円の内訳ですけれども、これは学校ICT事業を導入いたしましたの今回の整備計画でございます。

デジタルテレビをですね、小学校・中学校の全クラスに1台配置するものです。それから電子黒板付きデジタルテレビ、これはデジタルテレビと、この電子黒板付きより機能のアップした電子黒板付きテレビを合わせて、小・中学校の全クラスに1台配布ということでの数字です。それから教育用パソコン、これは児童のですね、全小・中学校の全児童の3.6人に1台置けるということを踏まえての台数になっておりまして、公務用パソコンにつきましては、教員1人に1台という事業の基準に合わせての台数になっております。残りは周辺機器ということで、この数字を計上させているところです。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） これは、今パソコン室が各学校にあって、LANで結ばれているものを更新、新しく替えるんじゃなくて、また別に購入するということですか。

○議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） はい。確かに御指摘のとおりですね、当初は、ちょうど5年間のリース期間が終了するということで、備品購入ということで当初予算では確かに600万円、700万円の計上をさせておりましたがですね、今回この学校ICT環境整備事業がありまして、この事業を導入しますと、いわゆるこの事業で3分の2の国庫補助が生まれます。残りのですね、3分の1につきましては、先ほど来話があります地域活性化経済危機対策臨時交付金を利用しますと、これだけの事業をほとんど町負担なしでやっていけるということでの事業導入でございます。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） じゃあ、その当初組んだ予算はどうなるわけですか。600万円、700万円組んでありますけれども、このお金はどうなるわけですか、これ

に組み込まれているんですか。

○議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） この予算書を見る限り、その当初予算の700万円の行方は、予算減額の措置はないようですね。
ちょっと調べてみます。

○議長（町田末吉君） 4番。

○4番（福地元一郎君） 確かに国からの交付金がこれだけきて、大変すばらしいことですけれども、それにしてもパソコンの代金、周辺機器の代金は大分高額のような気がするんですよね。だから、これは実際入札になると思うんですけども、その際には十分気を付けて行わないと、また高額なパソコン、周辺機器を買わされる恐れがあるかと思うので、十分気を付けて入札の際には行うよう要請しておきます。

○議長（町田末吉君） 局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） 専門的な見地からの御指導、誠にありがとうございます。十分気を付けて、立派な事業執行をしたいと思いますので、今後とも御指導をよろしくお願いします。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 14ページ、ここに業務委託の循環型社会形成推進地域計画作成委託料の514万5,000円というのがあるんですけど、これは恐らく先ほど私が一般質問した処分場の件に関する委託料じゃないかと思っているんですが、この大まかな内容と、どのような考え方でされるのか、簡単にでもいいですから説明を求めます。

○議長（町田末吉君） 環境課長。

○環境課長（港 沢勝君） この地域計画は、廃棄物処理とかリサイクルシステムの方向性について、向こう5か年間の施設の種類とか規模とかの概要見通しを作成するものです。これをしておかないと、次の一般最終処分場の建設に向けての補助金とかそういう申請が行えないで、この計画書の作成を行いたいということで計上しております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 処分場の建設に当たり基本的なことは、申し上げたとおり、今後ゴミの量がどれだけ出るか、再製品化とか、リサイクルとかという形でゴミの処分量を極力減らすためですね、対策を最初町で作成されてから、最大限努力して、どれぐらいの分別を行い、どのぐらい再製品化し、あるいはリサイクル化するかによって、島外、沖縄とか業者の方に搬送することによって、ゴミの減量化が図られるわけで、それがいわゆるゴミ処理場の建設スペースや面積にも有機的につな

がってくるわけで、この辺についての詰めをですね、しっかりとやっていただきたいと、これを要望しておきます。

続いて、次の地域活性化経済危機対策においてですね、先の3月議会で私の方から提案させていただいた高齢者肺炎球菌ワクチン接種委託料がですね、ここに実現したことに対してですね、非常に町長に、執行部の皆さんに深く感謝したいと思います。昨今のテレビにおいてもですね、新型インフルエンザとか、また新しいインフルエンザに関しての肺炎球菌の効能についてですね、報道されていまして、これから与論町の健康推進、ひいては保険税の軽減にもですね、役立つんじゃないかと期待しております。

これに付け加えさせていただきたいのは、65歳以上ということでおされていると思いますが、75歳以上は後期高齢者ということで、後期高齢者は県全体でやっておりますので、できれば与論町が高齢者球菌ワクチンに補助金を出して、後期高齢者の老人の方も一緒に支援する形になりますが、できるだけ県単位で、この肺炎ワクチンが接種できるような施策をですね、町長、上鹿の折にはですね、是非進めていただきたいと。

ついさっきの話ですが、沖縄県ではですね、県全体でこの肺炎球菌のワクチンの接種をしようじゃないかということですね、今取り組んでいるという話を伺っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。以上です。

○議長（町田末吉君） 8番。

○8番（喜村政吉君） 3点ほどお伺いしてみたいと思いますが、まず、第1点目ですね、13ページです。地域活性化事業の中の茶花こども園の環境整備事業について、中身について、具体的にどのようにされるのかということについて、お伺いをしたいと思います。

それから15ページですね、奄美農業創出支援事業であります、これは多分ハウスのことではないかと思いますけれども、その事業の具体的な内容あるいは受益者の負担、補助率等についてもお伺いをしたいと思います。

最後にですね、これは新規事業みたいでありますけれども、17ページのふるさと雇用再生特別基金事業費で、長期滞在・体験型農業促進事業というのがありますが、これはどういう事業の業務委託でしょうか、この3点についてお聞きしたいと思います。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） まず、13ページ目ですね、下の方、款・項・目で申しますと、3・2・11の茶花こども園の環境整備に関する工事費、それから委託料について、御説明をいたします。

その13ページの上の方にですね、当初予算で計上しておりました委託料とか工事請負費を計上しておりましたけれど、そちらの方は一応落とさせていただいて、今回の地域活性化・経済危機対策費の方に振り替えるという形で計上させていただいております。

工事請負の具体的な中身ですけれども、こども園の今の茶花保育所の方に保育所型のこども園を整備するということで考えておりますので、まずは、そのためには敷地が足りない、あるいは施設が足りないということで、必要最小限の敷地の確保、それから箱物になりますけれども木造建築ですね、面積にいたしまして木造平屋で考えておりますけれども、概ね72m²を考えております。その72m²の木造平屋の建物が大体1,300万円程度、それからその附帯工事費、それに付随します用地の整備ですね、そういうことで315万円、合わせて1,615万4,000円という整備工事を予定しております。それに伴う11パーセントほどになりますけれども、設計業務関係の委託料ということで178万3,000円を計上させていただいております。以上です。

○議長（町田末吉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 15ページの奄美農業創出支援事業費でございますが、条件整備事業共同利用施設整備と申しますのは、パイプハウスに対する事業でございます。国が2分の1、県が6分の1、残りは農家負担でございます。

その次の条件整備始業と書いてありますけれども、事業コイン用水施設整備、これも国が2分の1。これは、コイン施設の機能しなくなっているところを、また新しく造り替える事業でございます。国が2分の1、県が6分の1、残りは町負担となっております。以上です。

○議長（町田末吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） 17ページのふるさと雇用再生特別基金事業について、御説明をいたします。

本事業につきましては、県のふるさと雇用再生特別基金事業で導入いたしますが、現在、サザンクロスセンターを観光協会の方に指定管理という形で委託をしてございます。その委託料の大半が人件費ですが、そちらの方を何とかこの事業を導入することによって、人件費を少し浮かすことができないかということと、長期滞在型の観光に向けて、現在の高齢者ウプター、ペーパーターがおられるうちに、与論の昔物語を録音あるいは収録をいたしまして、ちびっ子の体験学習とかが来られたときに、雨天時の対策として何とか活用できないかということで、この事業を導入してございます。以上です。

人件費が120万円、その他雑費を含めまして138万6,000円、全額補助

ということになります。以上です。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） 14ページに健康増進事業費にAEDの購入が予定されておるようですが、どこに設置される予定なんですか。

○議長（町田末吉君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 14ページの保健衛生費の保健センター管理費の下のところに健康増進事業という目がありますけれども、その中で計上しておりますが、AEDの設置場所は保健センターでございます。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） これで、本町におけるAEDの導入は何台目になるのか、全般的なものは分かりますでしょうか。それと、どこどこにあるとかいうことが分かりましたら。

○議長（町田末吉君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（野田俊成君） 教育委員会関係では、砂美地来館、それから小・中学校、B&G、ほとんど全施設整備してございます。

○11番（大田英勝君） ほかにもありますか。

○議長（町田末吉君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） 観光課の方も各種イベントの対策として、1台導入をしてございます。

○議長（町田末吉君） 11番。

○11番（大田英勝君） そこでなんですか、例えば砂美地来館であっても、どこに設置してあるのか。場所についても周知徹底をして、いざというときには、必ずしもそこの担当職員が常時おるというわけではないので、ちょっと留守にしているときに、そういう事態があるということも想定されますので、できるだけ、どこどこにはあるんだと。また、設置場所も砂美地来館にあるんじやなくて、砂美地来館のどこにあるというようなことも、できるだけ多くの人が分かるように、時々は何かPRするなり、そういうことで例えば役場の職員だったら、全員がその設置場所まで分かるとか、できるだけ多くの人が分かるような形をしていただきたいと思います。

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第32号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号、平成21年度与論町一般会計補正予算（第2号）を、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、平成21年度与論町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時00分

再開 午後3時14分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第6 議案第33号 平成21年度与論町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

○議長（町田末吉君） 日程第6、議案第33号、平成21年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第33号、平成21年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

主なものは、歳入で、国庫支出金357万6,000円、県支出金61万7,000円、諸収入868万2,000円の追加。

歳出で、保険給付費2,789万2,000円、介護納付金83万7,000円、保健事業費335万6,000円を追加、老人保健拠出金1,921万円を減額計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第33号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号、平成21年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、平成21年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第34号 平成21年度与論町老人保健特別会計補正予算（第1号）

○議長（町田末吉君） 日程第7、議案第34号、平成21年度与論町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第34号、平成21年度与論町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

補正は、歳入で、国庫支出金561万3,000円、繰越金8万7,000円をそれぞれ増額。

歳出で、前年度精算返納金として、償還金14万7,000円、繰出金555万3,000円をそれぞれ増額計上しております。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第34号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号、平成21年度与論町老人保健特別会計補正予算（第1号）を、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、平成21年度与論町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第35号 平成21年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（町田末吉君） 日程第8、議案第35号、平成21年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）を、議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第35号、平成21年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

補正の主なものは、歳入で、支払基金交付金60万7,000円、前年度分繰越金774万9,000円の増額です。

歳出で、総務費10万円、前年度分精算返納金として、償還金362万7,000円、一般会計繰出金462万9,000円を増額計上しております。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号、平成21年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）を、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、平成21年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第36号 平成21年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

○議長（町田末吉君） 日程第9、議案第36号、平成21年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第36号、平成21年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

補正は、歳入で、繰越金120万2,000円の増額、歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金77万9,000円、保険料還付金42万3,000円をそれぞれ増額計上しております。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第36号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号、平成21年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、平成21年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第37号 土地所有権確認及び土地登記請求事件に関する訴えの提起について

○議長（町田末吉君） 日程第10、議案第37号、土地所有権確認及び土地登記請求事件に関する訴えの提起についてを、議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第37号、土地所有権確認及び土地登記請求事件に関する訴えの提起について、提案理由を申し上げます。

昭和57年城青少年センターを建設竣工し、城自治公民館の活動拠点として集落民や一般町民が利用しておりますが、その敷地土地は不在者名義のままとなっており、土地の保全や隣地との交換登記又は周辺土地の分筆登記等ができない状況にあります。この度、城集落から町に所有権保存登記をしてもらいたいとの意向を受けて、徳之島簡易裁判所へ土地所有権確認及び登記請求事件に関する訴えを提起し、

判決に基づく登記を行うため、議会の議決をお願いするものであります。

御審議のされ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とい

たします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第37号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号、土地所有権確認及び土地登記請求事件に関する訴えの提起についてを、採決します。

お諮りします。本案は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、土地所有権確認及び土地登記請求事件に関する訴えの提起については、可決されました。

-----○-----

日程第11 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（永野展秀氏）

○議長（町田末吉君） 日程第11、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を、議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の永野展秀氏が、平成20年12月31日で任期満了になりましたので引き続き当委員会の委員に選任いたしましたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

御審議のされ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提出者の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。同意第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を、採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田末吉君） 起立多数です。

したがって、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第12 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（田中満良氏）

○議長（町田末吉君） 日程第12、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を、議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の田中満良氏が、平成20年12月31日で任期満了になりましたので引き続き当委員会の委員に選任いたしましたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御審議のされ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（町田末吉君） 提出者の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。同意第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を、採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（町田末吉君） 起立多数です。

したがって、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

○議長（町田末吉君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、6月22日、本会議でありますが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにします。定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。御苦労様でした。

-----○-----

散会 午後3時30分

平成 21 年第 2 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 21 年 6 月 22 日

平成21年第2回与論町議会定例会会議録
平成21年6月22日（月曜日）午後3時58分開会

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

第1 議案第38号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第2 発議第2号 振り込め詐欺撲滅に関する決議

第3 陳情の委員長報告及び討論採決

○文教経済常任委員長

1 陳情第3号 立長供利中村線（仮称）改良舗装について

2 陳情第6号 「農地法改正」の廃案を求める意見書の採択要請について

追加日程第1 発議第3号 「『農地法改正』の廃案を求める意見書」提出の件

第4 委員会の閉会中の継続審査・調査について

総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会、議会運営委員会、議会議員定数等調査特別委員会

2 出席議員（11人）

1番 川村武俊君 2番 林 隆寿君

3番 供利泰伸君 4番 福地元一郎君

6番 本畠敏雄君 7番 坂元克英君

8番 喜村政吉君 9番 野口靖夫君

10番 麓才良君 11番 大田英勝君

12番 町田末吉君

3 欠席議員（1人） 欠員（0人）

5番 喜山康三君

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名（12人）

町長 南政吾君 教育長 田中國重君

総務企画課長 元井勝彦君 会計課長 佐多悦郎君

税務課長 猿渡ケイ子君 町民福祉課長 沖野一雄君

環境課長 港沢勝君 産業振興課長 鬼塚寿文君

商工観光課長 久留満博君 建設課長 高田豊繁君

教委事務局長 野 田 俊 成 君 水 道 課 長 岩 村 安 峰 君

5. 職務のため出席した事務局職員（2人）

事 務 局 長 川 畑 義 谷 君 書 記 林 孝 德 君

開議 午後3時58分

-----○-----

○議長（町田末吉君） 本日は、5番、喜山議員は、欠席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第38号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（町田末吉君） 日程第1、議案第38号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第38号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

この改正は、現在、選舉に係る非常勤職員の報酬は、他の報酬に倣い日額で支給しておりますが、開票事務が4時間を超えて長引いた場合などは、通常は8時に開票開始のため日付が変わり2日間にわたることも予想され、その場合、2日分支給しなければならなくなること、逆に開票が4時間以内で終了した場合は、同条例第3条の規定により日額報酬の半分を支給しなければならず、不都合が生じてくるため、報酬の支給方法を日額による支給から、1回につき支給する方法に改正するもの。

併せまして、与論町招致外国青年就業規則第7条の規定に基づき、外国青年の報酬手取年額が、所得税及び住民税控除後に360万円を下回らない額となるよう、月額報酬を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第38号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第2 発議第2号 振り込め詐欺撲滅に関する決議

○議長（町田末吉君） 日程第2、発議第2号「振り込め詐欺撲滅に関する決議」を、議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。10番。

○10番（麓 才良君） 発議第2号、提出者、与論町議会議員、麓才良、賛成者、与論町議会議員、喜村政吉、同じく野口靖夫、同じく福地元一郎、同じく大田英勝。

振り込め詐欺撲滅に関する決議案を別紙のとおり、与論町議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。

提案の理由を申し上げます。

近年、振り込め詐欺による被害は全国的に急増し、大きな社会問題となっております。振り込め詐欺は、町民の財産を奪う卑劣な犯罪であり、決して許すことではできません。

よって、本町議会は、警察や関係機関と連携し、町民と一体となって振り込め詐欺撲滅に対する姿勢を明確に示すとともに、すべての町民がその被害に遭わないための防止策を積極的に推進するため、この決議を提出するものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号「振り込め詐欺撲滅に関する決議」を、採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田末吉君） 起立多数です。

したがって、発議第2号「振り込め詐欺撲滅に関する決議」は、決議することに決定しました。

-----○-----

日程第3 陳情の委員長報告及び討論採決

○議長（町田末吉君） 日程第3、陳情の委員長報告及び討論採決であります。

陳情第3号「立長供利中村線（仮称）改良舗装について」、陳情第6号「『農地法改正』の廃案を求める意見書の採択要請について」を、議題とします。

文教経済常任委員長の報告を求めます。9番。

○文教経済常任委員長（野口靖夫君） 2案件を一括して御報告申し上げます。

ただいま議題となり、当委員会に付託されました陳情第3号「立長供利中村線（仮称）改良舗装について」、陳情第6号「『農地法改正』の廃案を求める意見書の採択要請について」の件について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、6月16日火曜日に6人の全委員出席のもとに開催し、審査いたしました。

陳情第3号から申し上げます。

陳情書の中に記載されている趣旨にもありますが、近隣の集落民の生活道路として早急に改良舗装整備をする必要があるとのことで、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

陳情第6号について、結論から申し上げます。

多数の委員の意見は、陳情書の中に記載されておりますとおり、現行の農地法は、農政における基本的な法律の一つであり、農業経営と農業生産の担い手の在り方を規定するとともに、多くの小作農民を貧困にさらした地主制を取り除き、戦後

の農業・農村の民主化と、その維持に重要な役割を果たしてきた法律であるということです。

よって、採決の結果、その趣旨に賛同する委員が多数のため、採択されました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査と結果についての御報告を終わります。

○議長（町田末吉君） 文教経済常任委員長の報告は終わりました。

文教経済常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

これから、陳情第3号「立長供利中村線（仮称）改良舗装について」、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第3号「立長供利中村線（仮称）改良舗装について」を、採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号「立長供利中村線（仮称）改良舗装について」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第6号「『農地法改正』の廃案を求める意見書の採択要請について」、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第6号「『農地法改正』の廃案を求める意見書の採択要請について」を、採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号「『農地法改正』の廃案を求める意見書の採択要請について」は、採択することに決定しました。

暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午後4時07分

再開 午後4時08分
-----○-----

○議長（町田末吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま、野口靖夫君から、お手元に配りましたとおり、意見書案の提出がありました。

これを日程に追加して、追加日程第1、発議第3号「『農地法改正』の廃案を求める意見書」提出の件として、議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、追加日程第1を、議題とすることに決定しました。

-----○-----
追加日程第1 発議第3号 「『農地法改正』の廃案を求める意見書」提出の件

○議長（町田末吉君） 追加日程第1、発議第3号「『農地法改正』の廃案を求める意見書」提出の件を、議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。9番。

○9番（野口靖夫君） 発議第3号、「農地法改正」の廃案を求める意見書（案）。

提出者、与論町議会議員、野口靖夫、賛成者、与論町議会議員、麓才良、同じく喜村政吉。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由の説明を申し上げます。

今国会に提案された「農地法改正」の内容は、農地の所有、利用の権利を一般企業にも認めるというものであるが、これは農地法制度の在り方を根本から変えるものであり、農地の賃貸借に伴う標準小作料が削減されて、資金力のある大企業に優良農地が集積されることで、認定農家や集落営農組織でさえも存続が脅かされるものであります。

また、農地の賃貸借期間が20年から50年に拡大されることも、事実上、大企業の優良農地取得に道を開くものであります。

これらのことから、今後も農民が安心して家族経営を続けることができるよう、農地法の一部を改正する法律案を廃案とすることを強く要請するため、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（町田末吉君） 趣旨説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号「『農地法改正』の廃案を求める意見書」提出の件を、採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号「『農地法改正』の廃案を求める意見書」提出の件は、可決されました。

-----○-----

日程第4 委員会の閉会中の継続審査・調査について

○議長（町田末吉君） 日程第4、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを、議題とします。

総務厚生、文教経済、議会運営、議会議員定数等調査特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすること

に決定しました。

-----○-----

○議長（町田末吉君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第2回与論町議会定例会を閉会します。御苦労様でした。

-----○-----

閉会 午後4時13分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 町田末吉

与論町議会議員 供利泰伸

与論町議会議員 喜村政吉